

第 104 回（令和 5 年 10 月）

浜田地区広域行政組合議会
定例会会議録

浜田地区広域行政組合議会

第104回（令和5年10月）浜田地区広域行政組合議会臨時会会議録

- 1 日時 令和5年10月5日（木）午前8時57分 開会
2 場所 浜田市役所 5階 浜田市議会全員協議会室

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 認定第1号 令和4年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
第4 認定第2号 令和4年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第5 議案第8号 浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第6 議案第9号 令和5年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
第7 議案第10号 令和5年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 令和4年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第8号 浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第9号 令和5年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
議案第10号 令和5年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

会 議

午前 8 時 57 分 開会

議長（牛尾昭議長） 本日はお忙しい中をご出席をいただきましてありがとうございます。これより、第 104 回浜田地区広域行政組合議会定例会を開催いたします。ただいまの出席議員は、10 名で議会は成立しております。本日の議事日程は、お手元に配布してありますので朗読は省略いたします。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の規定により、議長において指名いたします。1 番 大谷学議員、4 番 植田好雄議員のお二人にお願いいたします。日程第 2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。日程第 3、認定第 1 号 令和 4 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第 4、認定第 2 号 令和 4 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。提案者の説明を求めます。事務局長。

事務局長（久保事務局長） 認定第 1 号、令和 4 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について及び 認定第 2 号、令和 4 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括してご説明申し上げます。本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年度浜田地区広域行政組合一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を受けようとするものです。お手元に配付をしております桃色の表紙、令和 4 年度浜田地区広域行政組合一般会計特別会計歳入歳出決算書をご覧ください。また、同じく桃色の表紙の令和 4 年度主要施策等実績報告書、併せて白い表紙の浜田地区広域行政組合歳入歳出決算等審査意見書もお手元にご用意ください。それでは、決算書 1 ページの決算総括表をお開きください。まず、一般会計からご説明いたします。予算現額は 9 億 8,671 万 5,000 円で、決算額は、歳入 9 億 8,152 万 8,460 円に対して、歳出 9 億 5,409 万 8,724 円で、差引残額 2,742 万 9,736 円を翌年度へ繰り越しております。決算書の 4 ページ、5 ページをお開きください。併せて主要施策等実績報告書 1

ページの一般会計の決算概況をご覧ください。

まず、歳入の主なものは、1 分担金及び負担金、これは、浜田市・江津市からの負担金であります。7 億 2,620 万 8,680 円で歳入決算額の 74.0 パーセントを占めております。続いて、2 使用料及び手数料が 7,433 万 8,843 円で 7.6 パーセントとなっております。

なお、この手数料のほとんどとなる可燃ごみ処理手数料につきましては、前年度に比べ、搬入量の減に伴い、約 390 万円の減額となっております。

続いて、歳出につきましては、決算書の 6 ページ、7 ページをお開きください。主要施策等実績報告書はそのまま 1 ページをご覧ください。

歳出の主なものとしたしましては、4 衛生費が 7 億 5,829 万 9,072 円で全体の 78.5 パーセントを占めており、次いで 3 民生費が 1 億 4,051 万 6,640 円で 14.7 パーセントとなっております。4 衛生費につきましては、エコクリーンセンター運転保守管理業務委託料が、電力、助燃材等の高騰により、前年に比べ約 7,350 万円増額となるなど、衛生費全体としても、対前年度 7,657 万 5,218 円の増額となっております。

3 民生費は、介護保険料の低所得者保険料軽減事業に充てるものとする介護保険特別会計への操出金を中心ですが、高齢者人口減等に伴い、対前年で約 250 万円の減となっております。

なお、5 公債費は、エコクリーンセンター建設時の借入を前年度で全て償還したため、決算額は 0 円、対前年で 1 億 8,616 万 5,000 円の減となりました。このことが、一般会計の歳入歳出の減少に最も影響しております。一般会計については、以上です。

次に、介護保険特別会計について、ご説明いたします。もう一度、決算書の 1 ページの総括表をご覧ください。

予算現額は 119 億 6,015 万 6,000 円で、決算額は歳入 121 億 2,337 万 8,549 円に対し、歳出は 116 億 3,536 万 2,565 円となり、差引残額の 4 億 8,801 万 5,984 円を翌年度へ繰り越しております。

決算書の 24、25 ページをお開きください。併せて主要施策等実績報告書 2 ページの介護保険特別会計の決算概況をご覧ください。

まず、決算書 24、25 ページについてですが、歳入の主なものは、4 国庫支出金が 31 億 3,758 万 5,045 円で歳入決算額の 25.9 パーセント。次いで 5 支払基金交付金が 29 億 8,828 万 2,000 円で 24.7 パーセント、などとなっております。

介護保険料の収納実績については、白い表紙の監査委員意見書こちらの 11 ページの保険料収納状況の表をご覧ください。

令和 4 年度の介護保険料の徴収率は、現年度分が前の年度に較べて 0.11 ポイント増の 99.77 パーセント、滞納繰越分が同じく 2.41 ポイント増の 36.65 パーセント、全体では 0.79 ポイント増の 99.09 パーセントとなりました。収入未済額も減少しており、保険料徴収実績は前年度にも増して向上いたしました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の 26、27 ページをお開きください。主要施策等実績報告書につきましては、引き続き 2 ページをご覧ください。

歳出の主なものは、2 保険給付費が104億8,151万1,375円で90.1パーセントを占めており、続いて4 地域支援事業費が6億1,287万3,727円で5.3パーセントなどとなっております。

保険給付費につきましては、前年度と比較して、金額で約2億8,200万円、率にして0.26ポイントの減となっております。また、第8期介護保険事業計画に対しましては、3.5パーセントほど下回っております。

歳入歳出差引残額は4億8,800万円余りとなりましたが、これは、保険給付費に対する国県支出金等を多く交付を受けているためであり、後に補正予算で説明するとおり、今年度返還することとなります。

なお、繰越額のうち、第1号被保険者の保険料分が1億4,700万円ほどあり、介護給付費準備基金の積立に充てることとなります。

以上、簡単ではございますが、令和4年度の決算の概況についてご説明を申し上げます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書を、一般会計が歳入歳出決算書の8ページから21ページに、特別会計が28ページから55ページに記載しております。

また、57ページに実質収支に関する調書を、58、59ページには、財産に関する調書をそれぞれ掲載しております。主要施策等実績報告書と併せてご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 引き続きまして、監査委員の報告を求めます。
監査委員。

監査委員（野上俊文監査委員） それでは、監査報告をいたします。本組合の令和4年度決算につきまして、監査委員の芦谷委員と共に審査をいたしました。

代表して私から、令和4年度浜田地区広域行政組合の歳入歳出決算審査についてご報告をいたします。

令和5年7月27日、エコクリーンセンター研修室において、監査委員 芦谷英夫氏と、私、野上 俊文は、事務局長、会計管理者、各担当課長の出席のもと、令和4年度浜田地区広域行政組合の一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について審査を行いました。

一般会計では、ごみの減量化やごみ処理の効率化への取り組みの状況、また、介護保険特別会計では、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域の実現に向けた取り組みの状況にも着眼し、審査を行った結果、地方自治法の規定により審査に付された歳入歳出決算及び同証書類並びに同法施行令の規定による調書と令和4年度基金運用の状況について、いずれも適正であると認めましたので報告をいたします。

以上でございます。

議長（牛尾昭議長） それでは、質疑を行います。まず、一般会計歳入歳出決算

認定について、あらかじめ発言通告が出ておりますので、順次発言を許可いたします。

岡本議員。

2番（岡本正友議員） おはようございます。では、私が1番ということで質問させていただきます。主要施策の実績報告書の3ページの3基金の種類と現在高ということで、一般会計、介護保険特別会計が基金の運用をされています。そこで質問ですが、この基金の当然これだけの金額ですから預け入れの金融機関があるだろうと思っています。このことについてお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 局長。

事務局長（久保事務局長） 基金の令和4年度の預金先ですけれども広域連携推進事業基金ではJFしまね、介護給付費準備基金では山陰合同銀行とJAしまねの二つでございます。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2番（岡本正友議員） はい、分かりました。この記載の中でですね、積み立てのですね、取り崩しというような表現があります。この基金の運用について、この取り崩しも含めてですね、お尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 局長。

事務局長（久保事務局長） 基金運用の考え方ですけれども、広域連携推進事業基金は毎年度の事業費への充当するもの、介護給付費準備基金は給付費が不足時に充当をするという目的の基金ですので、取り崩しに対応しやすいよう金融機関への預金ということで運用をしております。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2番（岡本正友議員） 今、預金という位置づけであれば、取り崩しが可能ということ。それは、今のJA、それから合銀ともそういうような同じ考え方でよろしいですか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（久保事務局長） はい、同様でございます。

議長（牛尾昭議長） どうぞ。はい。

2番（岡本正友議員） はい、理解しました。そうしたら3点目ということですね、この監査委員の意見書の3ページを見させていただきました。その中にですね、準備基金の次期計画の設定というようなことが書いてあります。積み立て計画についてお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（久保事務局長） はい、介護給付費準備基金ですけれども、先ほどの給付費が不足時に取り崩して充当するという以外にも、保険料を設定する際に基金を投入して保険料を下げるといった機能も持っております。次期、介護保険事業計画策定において、6年度からの保険料を設定するに当たりまして、保険料の高騰が見込まれる場合には積極的に基金を活用して、上昇を抑えたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 通告2番。大谷学議員。

1番（大谷学議員） はい。では、お願いいたします。歳入の自主財源であります使用料及び手数料が前年に対して減額になったということについては、先般の全協とか先ほどの概要説明でもあったところではあります。もう少し詳しい内容をお聞かせください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。3年度と比較しますと事業所ごみの方がですね約400トン減少しております。家庭ごみの方につきましては、約30トン増加しております。合計で372トンぐらい減少しております。金額としまして約400万円減額となったものです。

議長（牛尾昭議長） 大谷学議員。

1番（大谷学議員） コロナ禍の状況もありましてというお話だったと思いますが、搬入についての時期的な変動等が分かれば参考に教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 見ておりまして、それほど搬入者の件数とかですね、それほど減ったようなイメージはないんですけれども、実際に計量データを見ますと数量が減量していると。中の原因なんですけれども、浜田市内におきまして一般廃棄物の処理許可を持っておられる会社の方が、新しく焼却炉を更新されました。その影響で約440トンぐらい1社が搬入が少なくなっております。これが大きく

影響しているものだと思っております。また、三隅火電のですね、第2ですか。あれが工事が終了しまして、そちらの方の関係に働きに来ておられた方がおられなくなった。そういったところも収集ごみの減量になっております。すみません。収集の減は手数料の減に関係ありませんでした。失礼しました。

議長（牛尾昭議長） 続いて、岡本議員。

2番（岡本正友議員） 手数料及び保険料の収入未済額というところについて質問します。清掃手数料の内容、調定額収入額との100パーセントというようなことになっていますがこのことについて、この内容をお聞きします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） エコクリーンセンターへの直接可燃ごみを搬入される際の可燃ごみ処理手数料として、窓口現金と、申請によりまして月締め後納で納めていただくものになります。収入済み額100パーセントとありますけれども現金が未納となった場合には最終的に戸別訪問による回収を実施したりですね、後納での未払いの場合は口頭での依頼を実施してこれまで100パーセントの収納となっております。

議長（牛尾昭議長） それでは、続いて植田議員。

4番（植田好雄議員） それでは、職員給与の関係ですけど、合計額が前年度比に比べて結構690万円も少ないことがあります。その主な理由について少し説明をお願いします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 職員給与費の減額につきましては、介護保険課のプロパー職員1名が令和4年3月末で定年退職し、令和4年度は引き続き再任用職員として勤務しております。

令和3年度において、一時的に退職手当負担金を約280万円支出がありましたことと、その他に給料、共済手当等で約400万円の差がでております。以上です。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4番（植田好雄議員） これは、結構690万円といえば大きな金額ですけど、具体的にプロパーから再任用になったということでこれだけ下がったように、この辺のところで勤務時間とか業務的なことで軽減というようなことがあるのか、その辺のところをちょっと教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 短時間勤務の再任用ということになりますので、5分の4の勤務ということで、週に1回休みがあるという状況です。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4番（植田好雄議員） 会計年度任用職員ところですけども、介護保険課事務員の昨年より1名少ないということでありまして、その具体的な中身を教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 先ほど言うべきだったのかもしれませんが、給料に絡むことですので総務課の方で回答させていただいております。浜田地区広域行政組合は、関係市の浜田市及び江津市からの負担金で運営を行っておりますが、この浜田市及び江津市では、行財政改革の徹底により日々経費節減に努められております。本組合におきましても定員適正化計画に沿って業務の見直しを行い、令和4年度より介護保険課の給付係と指導係を統合して給付指導係といたしました。このことによりまして会計年度任用職員1名を削減することができたものです。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4番（植田好雄議員） 二つの係を一つにするということですけど、このことによって業務量的に今まで二人でしていたものを一人になるということであると、かなり負担が大きいんじゃないかと。その辺のことで超勤が多く発生するとか業務的に大変だとか、その辺の環境は大丈夫でしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 元々なんですけども、給付係6名という体制でやっておりました。平成29年に県からの業務が一部委譲されるということで平成29年は1名追加して給付係7名という形で体制をとっていたんですけども、平成30年から給付係と指導係に係を分担してですね、4名と3名体制という形にやってみました。その後、業務の様子も段々把握しまして、効率化が図れるということで昨年度の4月からまた一本化して、効率化が図れるということで1名の削減ができたものです。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 事務局管理費の関係ですが、ここで、委託料の財務書類作成支援業務及び財務会計システム改修業務などによって昨年度比より増えているというように思われる訳ですが、具体的にその内容についてご説明願いたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 令和 4 年度の委託料が増額となった主な要因であります。本組合で使用しております財務会計システムを更新する費用として 297 万円を支出したほか、財務書類作成支援業務委託料として 40 万 7 千円を支出したことによるものです。

議長（牛尾昭議長） 続いて、岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 広域連携推進事業についてお尋ねをします。広域連携基金の繰り入れの過年度状況をお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 平成 24 年度に関係市との調整により浜田地区広域連携推進事業計画を策定し、島根県の補助金 1 億円を活用した取り崩し型の基金を財源に、一般財源に頼ることなくこれまで事業を実施してきております。令和 2 年度から始まった新型コロナウイルスの流行により、近年は当初予算の想定通りには事業が実施できていない状況となっており、繰入金は令和 2 年度が当初予算比で 42.4 パーセントの約 381 万円、令和 3 年度が 64.3 パーセントの約 475 万円の実績となっています。そして、令和 4 年度は当初予算比 58.6 パーセントの約 484 万円を繰り入れており、これまでの繰入額総額は約 8,650 万円にのびります。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 人材育成事業を除く事業は 5 年度までというようなことになっていますが、計画の今後についてお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 広域連携推進事業は、令和 3 年度までの 10 か年の計画で実施をしてきましたが、計画どおりの予算執行とならなかったことから、令和 3 年度に島根県に対して計画延長の申請を行いました。それにより、人材育成事業は令和 8 年度まで、その他の事業は令和 5 年度までの延長が承認されておりますの

で、その計画に沿って事業を実施してまいります。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2番（岡本正友議員） 今、説明を受けました。この目的の達成及び評価についてお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） この事業は、島根県に申請した浜田地区広域連携推進事業計画に沿って実施をしておりますが、近年コロナウィルスの流行により、残念ながら当初の想定通りの事業が実施できない状況となっております。計画の4本柱であります子ども交流事業、広域観光推進事業、人材育成事業、圏域振興事業の取り組みは、いずれも地道な取り組みを進めるものであって即効性のあるものではありません。それぞれ計画に沿った事業が展開できているものと考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。

いま実質4回目なのですが、ただ、さっき冒頭でやりとりしたように、通告をちょっと勘違いされておられたから、特別に許可します。

2番（岡本正友議員） ありません。

議長（牛尾昭議長） いいですか。続いて、山根議員。

10番（山根兼三郎議員） 決算書の15ページの広域連携推進事業の中の広域観光推進事業についてお伺いしたいと思います。広域観光推進事業の看板撤去ということで、予算の提案では、もう長年使っているということと、今後老朽化による損壊とかですね被害が心配だということで、今回、予算をつけて取り壊したということなんですけど、少なくともですね、このPR手段が減ったということで、観光とかですね、決してプラスにはなっていないんじゃないかなというふうに感じております。この度6か所の撤去ということで、104万円の費用によってこうした事業を行われた訳でございますけど、104万円あればもう一回色を塗り直すとか、老朽化した場所を修理するとかして使う手も考えられることもあったかと思っておりますけど、ただ事業執行に当たってされる中で、最近はスマホやSNSでの観光に対しての、皆さんが外からくる場合にそういったのを参考にされる場合が多いということで、そちらもということがありますので、看板のですね重要性というのが幾分下がったのかなということも考えられますけれど、であるとするなら、この広域連携推進事業の広域観光の推進という観点から考えると、撤去と合わせてこのSNSやスマホを使ったPR手段を一緒に合わせて考えるべきじゃなかったかなと私は思います。そこでお聞きしますが、例えば石見におきましては、県東部と比べて若干やっぱり

そういった全国から人が来るには求心力とかが低いといこともあると思うんですけど、そういうことでいうと、広域化することによってより観光客の誘致とかも見込めるのではないかと考えます。石見神楽とかアクアスとか、美又温泉、有福温泉とか、いろいろございますので、そういったことこそ、この広域観光事業の中で取り組むべきかと思えますけども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 撤去に至った理由は、議員の仰ったとおりで、SNS等、情報を発信する手段がありまして、看板の方がなかなか時代遅れという形になってきたという関係で撤去に至りました。で、今仰いましたように、今後、そういった広域ですとPRをした方が効率的ではないかというご意見ですが、観光推進事業につきましても今年度で終了ということになっておりますので、両市の方ではそれぞれ観光の方の担当課の方で日々努力をされておりますので、そういったところから、協力できるものは協力していきたいというふうに思っております。

10番（山根兼三郎議員） はい結構です。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4番（植田好雄議員） では、介護サービス事業所における生産性向上事業についてですが、研修実施事業所3事業所というふうになっておりますけれども、事業所名と合わせて研修による具体的な効果と、事業所における生産性向上業務が実施されている取り組みについてお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 生産性向上研修実施事業所は、サンガーデン輝らら、ひのき都野津及び嘉久志、老人ホーム有福の3事業所です。各事業所の取り組みの内容についてであります。サンガーデン輝ららでは、これまでの5S活動の取り組みをさらにステップアップするための研修に取り組まれています。ひのき都野津及び嘉久志では、ブレインストーミングの手法により各施設の問題点を抽出し、効率の良い手法を統一するプロセスを考える研修に取り組まれています。また、老人ホーム有福では、PDCAサイクルの基礎を学ぶ研修に取り組まれています。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4番（植田好雄議員） その取り組みは全事業所で進めていく中身なんだろうと思いますが、一昨年度は2事業所、昨年度は3事業所ということで、その辺の進め方として、全事業所にどのようにしていくのか、その辺の考え方はあるんです

かね。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） この事業を進めるに当たりまして、4月、5月の年度当初におきまして、こういう研修があります、どうぞ手を挙げてくださいという周知は行っております。ですが、なかなか事業所の方も逆に言えば無料で受けられる研修についても職員を出していけないというような状況と伺っております。そういったところで今年度におきまして、先進的にそういう事業に取り組まれた方と施設を見学する会をというものを予定しております、また、募集をかけてそういったところを反映さしていきたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4番（植田好雄議員） なかなか手を挙げてもらえないということでもあります。それは、人員不足ということもあるのか、事業所もなかなかそこに向けて思いが至らないとか、その辺のところはちょっといろいろあるんだろうなと思えますけれど、実際この介護サービス事業所における生産性向上研修の中で7つの取り組みということが言われているわけですが、これを進めることによって利用者のサービスの質の向上と合わせて、従事者の労働環境の改善も伴う取り組みであるべきではないだろうかというふうに私は思いますが、そうした、この間されてきて、そうしたことの具体的な労働環境改善とか、サービスの質的向上が図られたというような具体的な実績みたいなものがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 業務の改善活動を通じて、介護サービスの質を維持、向上させつつ、職場環境をより働きやすく変えていきたいと願う介護事業所を応援するために行っております。研修を実施した事業所では、グループ施設間の情報連携のためのフォーマットを完成させて実用に移されたほか、職場の整理整頓に取り組まれた結果、多数の不用品の廃棄ができて収納スペースが広がったといったような実績を伺っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） 同じく広域連携事業の中で、介護人材キャリアアップ事業をやらせております。これの受講者数、それから受験者数が述べ59人ということなのですが、実数がそれぞれ何人で、受講受験あるんですが受験の方は合格した人が何人おられて、そのうえで介護職としての処遇改善につながったという方がどれだけおられるのか、それぞれお答えください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 資格取得のための研修利用状況は、介護福祉士実務者研修が15名、介護支援専門員実務者研修が2名、介護職員初任者研修が6名の合計23人となっております。また、資格取得のための受験利用状況は、社会福祉士受験者が1名、介護福祉士受験者が20名、介護支援専門員実務者研修受講試験受験者が11名の32名となっております。先ほどありました受験者の合格者がということですが、社会福祉士受験者の1名が合格されております。また、介護福祉士の20名のうち、18名の方が合格されております。あと、実務者研修受講試験受験者は、合格者がありませんでした。処遇改善につながったかという話でありますけれども、先ほどありました、介護福祉士受験者の18名の方全員が、処遇改善されたというアンケート調査が上がっております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6番（多田伸治議員） 今ここで実数として出てきた人数で55人ですか。合格されたのは19人ともうちょっと減るんですが、それでも処遇改善、半分にも満たん数字になりますよね。キャリアアップ、今政府が言われておるリスクリングですか、ああいうことにも先に行く事業だと思んですが、ちょっとこれ効率悪いんじゃないですか。処遇が改善されないと、せっかく資格を取っても受講をしても処遇が改善されないというようなことになるんですか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 受験に合格された18名の方全員が処遇改善があったということになっておりますので、処遇の改善はあったのかなというふうに思っております。

議長（牛尾昭議長） はい。どうぞ。

6番（多田伸治議員） 事業としては、受講も含めてやられている訳ですし、さっきの受講の方では23の方が受けられたというようなこともあって、そこら辺ダブっている方もあるのかもしれませんが、それは今の私がもらっている数値では分かりませんが、なんだけどそれが、必ずしもキャリアアップはしたけれども処遇改善にはつながっていないというようなことになっておるところは、実際、処遇の改善をされたのがどれくらいなのかということも含めて、効率というところをきちんと示していただきたいなというところです。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 大変すいません。受講の方につきましては調査の方ができておりません。受験に対しての18名のうちですね、基本給改善と手当の支給ということで1万3,000円のアップの方が3名おられました。1万円のアップ、8名居られました。あと1名ずつですけれども9,000円、8,000円、5,000円、3,700円といった方がおられます。あと、時給も30円アップ、それとか、正規職員になったとかいうようなことで、また、金額については不明な方が1名おりましたが、それぞれ18名の方、皆さん処遇改善があったと思っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） 同じく、広域連携事業の中で入門研修というものをやられております。その中にも2つあって入門的研修が19人、担い手研修は11人というような話なんですけど、これがいきなり介護職への就労につながるというようなものではないとは理解していますが、実際どういう状況になったのか、就労につながったか、介護職の就労につながったかどうかというところで、ニーズを示していただきたいと思えます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪総務課長） 介護の入門的研修は、介護に関心のある方などがどなたでも受講していただける研修として、平成30年度から実施をしております。一方、生活支援の担い手研修は、介護の入門的研修を終了された方を対象にして、令和元年、3年、4年に実施をしております。このうち、介護の入門的研修を受講して、介護職の就労に繋がった方は、令和3年度までの受講者87名のうち2名です。また、生活支援の担い手研修まで受講していただいた方が介護就労に繋がった方も2名いらっしゃいます。なお、令和4年度受講された31名については、今後、時期を見て確認をしていきたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい、多田議員。

6番（多田伸治議員） そういうことも含めてね、さっきのキャリアアップもそうなんですけど、何しろ介護職の処遇があまりよろしくない。こういうのが介護人材の確保というのを困難にしている。で、今の入門的研修なんかもやられてはいるんですけども、お二人だというようなところで、介護職の確保っていうところで、これで十分な事業なのかというところを伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪総務課長） 介護の入門的研修を申し込まれた方の主な受講

理由ですけれども、家族の介護のため学びたい、それから、地域活動・ボランティアに役立てたい、また、介護自体に関心があるので学びたいというものがありました。また、受講者の平均年齢も高くて、就労目的というよりは自らのために学ばれるという方が多いように感じております。この研修ですけれども、内容が未経験者に適した内容であることから、なかなか直接的に就労につながるということは難しいかもしれませんが、今後ステップアップしていくための入口としては、非常に有効な研修だと考えております。

議長（牛尾昭議長） はい、多田議員。

6番（多田伸治議員） ステップアップのためにはという話なんですが、現場のお話を聞くと人材が足りないと、そんなに悠長に将来的には見たいな話しでは、今現在、困っている。こういうものに対して、今のこののんびり、まあ何とかやっとなんか二人就労しましたみたいな話で済むのかっていうのは、そうじゃないはずですよ。そこら辺に何が必要でというところをどう改善していけば、これからちゃんと人材の確保に繋がっていくようなことになるのか、そこら辺の認識を伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪総務課長） 議員の言われるように、介護従事者の確保については、即効性が求められているとは思いますが、しかし、なかなか現状としてそうはなっていないということがございます。そうしますと、この研修を通じてまずはその介護に興味を持ってもらう、介護の裾野を広げていくということが、まずは大事だと思います。そして、もう一つ理由にもありましたように、家族のためにこの研修で学びたいという方がたくさんいらっしゃいます。家族介護、家庭介護、こういったところにもこの研修は役立っていくものと思っています。そうした意味で、介護従事者の確保の一助になればと思っております。

6番（多田伸治議員） いやちょっと待ってください。一助になればじゃなくて、即効性を上げるには何が必要なのか。いや、待ってください。私の言ったことに答えられていません。答えられていたら私もこんなことはしませんけど、何が即効性を上げるためには何が必要かという話をしているのに、これは効果的なんだという話をされても噛み合っていない。そこをちゃんと、どう改善していったら即効性あげられますかという話を私は聞いています。そこをきちんと答えてください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪総務課長） 失礼しました。即効性の観点から言いますとどうしても介護職員の処遇改善というのは必要になってくると考えております。ただ、

この研修の目的ですけれども先ほども言いましたようにこの研修の目的は裾野を広げることですので、処遇改善についてはまた別のところで対応していきたいと考えています。

議長（牛尾昭議長） 続いて、山根議員。

10番（山根兼三郎議員） 広域連携推進事業の人材育成についてお伺いしますけど、先日職安にあって求人票見たら結構やっぱりまだ介護職員いろんな施設で募集をかけておられて、慢性的なこの人材不足だなんていうのはこれまでの質疑でもあったんですけど。一方で、ここで介護待ちの状態の人は、かなり私はもうずっと広域に関わっている以前からすると、そういった声を聴かなくなってきたんですけど、ただ実際人材不足のために、施設をですね縮小とかある意味少し少なくして運営されてるということもあって、そこでお聞きしたいんですけど、介護サービスの従事者ですね、充足度っていうのは大体どのぐらいっていうのを、もしこの組合の方で把握しておられたら知らせていただきたいということと、それと、組合としてですね、どのような取り組みとその効果というのをどの程度見とられるのかということ、今までの答弁で大体分かるんですけど、改めてお聞きします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪総務課長） 今、ご質問にありました従事者の充足度ということですが、数値として把握をしているものではございません。ただ、介護サービス事業者の確保について、圏域内の事業所でもかなり苦慮しておられるというお話は聞いておりますので、認識としては十分ではないというふうに思っております。そうした中、組合においては、この介護人材キャリアアップ事業や介護の入門的研修を通じて、人材の育成や介護を担っていただく人材の裾野を広げるという取り組みを進めております。地道な取り組みではありますが、引き続き継続してまいります。また、今後、限られた人材でどう必要な介護サービスを提供していくかということですが、介護サービスの従事者の負担軽減に向けた取り組みが不可欠になってくると考えております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） 低所得者保険料軽減事業ということで、被保険者の41.2パーセントがこの軽減の対象になっているんですが、状況をどうとらえるかということと合わせて、対象となっている貧困層をですね、こういったところに何かしら働きかけをしているのかということをお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪総務課長） 低所得者保険料軽減は、3 段階が第 1 段階から第 3 段階の方を対象として実施をしておりますが、令和 4 年度決算時の対象者は 1 万 1,664 人で、前年の対象者 1 万 1,764 人と比較しますと若干ではあります減少しているような状況です。しかしながら、被保険者全体の約 4 割を占めていることから、その割合は依然として高いというふうに認識をしております。そうした低所得者等に対する対策ですけれども、この低所得者保険料軽減が、申請の必要もなく所得者全ての方に軽減を受けていただける制度ですから、最も有効な対策であると考えております。また、個別の対応としましては、納付相談や臨戸訪問の際などに、個々の生活状況をしっかりと把握するように努めております。生活困窮状況が確認できた場合には、組合独自の減免制度を適用するなどして、少しでも被保険者の負担軽減に繋がるように取り組んでおります。

議長（牛尾昭議長） はい、多田議員。

6 番（多田伸治議員） この後出てくる提案のところに繋がってくるような話もされてはいるんですが、これ、両市の社会福祉、高齢者福祉の方ですか、そういったセーフティネットのところにちゃんと繋がってるのかってところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪総務課長） 令和 4 年度においては、生活保護担当課へ相談を勧めたというケースが 2 ケースございました。しかし、このケースについては、本人が生活保護になることを拒否されたため、実際には生活保護の決定には至っておりません。また過去には、社会福祉協議会の方へ相談へ行かれたというようなケースもございました。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、大谷学議員。

1 番（大谷学議員） では、実績報告書ナンバー 7 の事業についてですが、溶融スラグの生成量及びその内訳、有害物質試験の結果の概要について伺います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 令和 4 年度の溶融スラグの生成量は 1,513 トンで、焼却量の 6.7 パーセントで把握しております。その出荷量につきましては、道路用の骨材に 948 トン、コンクリート製品用骨材に 19.5 トン、覆土材に約 440 トンを出荷いたしました。溶融スラグを有効利用するためには、道路用骨材、コンクリート二次製品用骨材、それぞれ J I S 規格があります。その規格に準拠した管理を行う必要があります。有害物質については、水銀、鉛、カドミウム等の 8 項目の含有

量及び溶出量を毎月検査を実施しております。また、物理的性質ですけれども、粗粒率とか密度、安定率、膨張性などといった項目につきましては、3か月に1回検査をしております。試験結果につきましては、いずれの項目も適合した検査結果がでております。

議長（牛尾昭議長） 大谷議員。

1番（大谷学議員） 適合した結果ということですが、量的にそう多くないから変化を追跡することは難しいのかもしれませんが、経年的に量が増えているのか減っているのか、その傾向について、それぞれスラグの方と有害物質の方、それぞれ変化があるのかないのか状況を伺います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 発生量につきましては、ほぼ横ばいで変化がありません。それと有害物質、スラグの規格の方についてもずっと依然としてですね、この規格を外れた項目はないという状態です。随分下回っているというか、有害物質等につきましては、基準値よりもはるかに低い数字がずっと保たれているという状況です。

議長（牛尾昭議長） 大谷議員。

1番（大谷学議員） 低い状況ということは理解いたした訳ですが、その低い状況であるけれども、それが増える傾向にあるのか横ばいなのか、低減なのか、そういったその傾向が分かればお願いします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 失礼しました。横ばいの状況です。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4番（植田好雄議員） それではエコクリーンセンターの管理費のところでありますけど。この令和4年度の搬入量が、1日当たりの平均搬入量、令和4年度の焼却量は、昨年度より減少しているんですけど、その主なその減少した理由についてお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 先ほど搬入量の調定の関係のところでもご説明させ

ていただいたものと同じ回答になるんですけども、まずは民間の焼却施設が更新されたことと、それから、三隅火力発電所の2号機の建設工事が終了したことによって収集ごみなどが減少したものと推測しております。また、両市ではリサイクル促進などのごみの減量を働きかけを行っております。数値での動向は確認はできていないんですけども、一定の成果があったものと認識しております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4番（植田好雄議員） 続いてですけど、エコクリーン運転保守管理業務の委託料の関係ですけども、令和3年度より約7,000万円増加しているんですけど、先ほど最初の説明のところでも少しありましたけれど、少し具体的にその中身について教えていただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） エコクリーンセンターの電力等の助燃剤、コークスもたくさん使うんですけども、そういった用益の高騰の影響によるものが主な要因となっております。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4番（植田好雄議員） 先ほどの燃料費高騰の単価ですかね。いろんなコークスだとか灯油だとかいろんなそれぞれの単価の違い、影響というのをどのようなものだったのか少し教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 今ありましたけども、約、年間コークスの方は1,200トンぐらい使います。そちらの単価ですが、令和3年度が平均しますと49.5円、令和4年度ですと87.65円というような単価でなっております。それが約4,200万円ぐらいの影響を受けております。灯油につきましては、平均ですけども74円が87円等で約300万円弱。電気料につきましては約10円くらい単価が上がっております。800万円程度の影響が出ております。その他資材全てが上がっておりますので、そういった7,000万円程度の影響が出ております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4番（植田好雄議員） エコクリーンセンターの管理費のところでありまして、令和3年度にライブカメラの設置をされておるということで、その業務委託料とか入っていた訳ですけど、令和4年度については、シャッターの機能点検業務委託料

に置き換わってるわけですけど、この辺の関連といいますか、少し説明をいただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 令和 3 年度に設置しましたライブカメラは、その後、委託料等は発生せずに現在も稼働中です。一方、シャッターは、工場棟にあります 7 枚をですね、隔年での点検を実施して、点検で不具合が見つかった場合は翌年度に予算化をして修理を実施している状況になります。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 続いて決算書の 19 ページですが、款の衛生費の項の清掃費の目の塵芥処理費の委託料の不用額の理由についてご説明をお願いします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 運転保守管理業務委託料は、燃料費等の物価変動に応じて支払いが生じます。昨今、燃料費等の単価上昇が激しく必要額が非常に見込みにくい状況にありました。不足が生じないよう手厚く予算化したため、結果として不用額もそういったところでした。他にも検査業務の委託料や再検査に備えての余裕を確保しておりますことや、交通整理員やごみの場内搬送についても、万が一に備えて、積算を加えていることが不用額発生に繋がっております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 同じくエコクリーンセンター管理運営費ですが、毎年言われております連休などでの周辺道路の渋滞状況がどうだったか、報告というか説明とかをお願いします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 令和 4 年度においては、渋滞が予想される特別開場日やゴールデンウィークに交通整理員を 12 日間配置、また、特に多くの搬入者が予想された 4 日間につきましてはパッカー車による中間捨て場を設置しました。このことにより、対策前のように県道まで渋滞の率が多いようなことはありませんでした。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6番（多田伸治議員） 県道まで及ぶことはなかったというんですが、実際待ち時間というのは、最大でどのくらいだったんですか。渋滞発生してから。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） ピーク時で1時間程度、出るまでにかかるっていうのはあったかと思いますが、それもそんなに多くの回数がそれほどっていうことではありませんでした。概ねのところでは30分ぐらいあれば、帰っていただいているという状況です。

議長（牛尾昭議長） はい、どうぞ。

6番（多田伸治議員） それと、昨年11月30日ですか、火事がありました、その辺の事業に対する影響というのは、今のところ特に問題なく、増えているよなんてないと思うんですが、一応確認しておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 昨年の11月の火災につきましては、早朝の火災であったため、搬入者については影響はありませんでした。その後、ごみピットの表面温度計の監視には3か月ごとにメーカー点検、毎月点検熱源による動作確認を行い、異常がある際にはメーカーを呼んで対応をしております。また、基幹改良工事では、この監視計をもう1台追加して、二方向からのセンサーで発見精度を向上させます。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） 同じくエコクリーンセンター管理運営費なんですが、先ほどね、それでも渋滞が発生したりというようなことがあります。30分程度だとしても搬入業者さんにしてみたら結構大きなロスになるいうところで、そういうことも踏まえて、搬入業者さんとここで受け入れる体制についての何かしら協議をされたり、されていたら、それによってこういうふうな改善がありますよっていうようなことをお示しいただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 過去におきまして、搬入業者に聞き取り調査を行いました。令和3年度から特別収集日と特別開場日を別日に設定したことにより、委託業者及び許可業者はスムーズな運行ができるようになっております。その後、特に搬入業者からの苦情をいただいておりますので、協議も行っておりません。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、山根議員。

6番（多田伸治議員） いや、まだ残っていますよ。

議長（牛尾昭議長） ありますか、どうぞ。

6番（多田伸治議員） それと合わせて、HGMFネットワーク会議というものをやられて、そこでつい先週から始まっているインボイスのことを議題にされています。その時にどんな話をして、実際、業務にどういう影響が出ているのか、市内業者さんにとかというようなところで、分かる範囲で少し示してください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） HGMF会議といいまして、JFEが作りました自治体で形成するネットワーク会議になっております。そちらで例年ですね、議題を持ち合って議論をする訳ですけども、うちが提出しましたインボイスにつきましては、計量システムの改修の必要性、また、その費用について、制度開始に合わせて料金改定の有無について、情報交換を行いました。いずれの団体もですね、システム改修による費用負担が発生するものの、料金改定は行わないということが分かりました。本組合におきましては、基幹改良工事の項目に計量装置の更新もありますことから、更新のタイミングで合わせて、システム改修も行うこととしております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、山根議員。

10番（山根兼三郎議員） エコクリーンセンターの管理運営費についてお伺いたします。私も年に何回か利用することがあって、直接搬入ということで持っていくんですけど、時間帯によってはもうすぐ荷物が降ろせたりとかするんですけど、やっぱり時間帯とか日にちによって待ち時間が生じることがございます。先ほど答弁で、県道まで最近はまだ車が待つことはなくなったというんですけど、やはり、今現在、施設自体が基幹改良工事ということで、これの目的は二酸化炭素の排出削減ってこともございますんで、この待ち時間をですねやっぱり少なくするっていうことも、お互いのなんていうか時間の節約にもなりますし、そういった環境へのですね、負荷を軽減するということでは、少し取り組むべき問題じゃないかと思ってお伺いたします。例えばですね、交通量の時間、交通量というか大体混雑する時間が少ない時間帯は、このぐらいの時間帯ですよとか、よく都会へ行くとこの辺の道路は今混んでますとか、ナビによっては、この辺の赤い線が出て混んでますということがああるんですけど、ああいったことをするとか、例えばカメラを設けて今のところはここまで混んでますよとかっていうことが、今そんなに高い金額がなくても、見える化できるんじゃないかなというふうなことが思いますんで、そういったことで、地球温暖化について、この待ち時間の軽減に向けた取り組みについてのこ

れまでのことがあるのかどうかということと、そういったことについての認識をお伺いいたします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 議員仰いましたように、エコで1時間も待ってもらってその間にずっとエンジンかけてアイドリングっていう状態は、地球温暖化ではマイナスだという認識はしております。これまでの取り組みにつきましてですけども、令和2年ですか、少量の10キロとか持ってこられるお客さんも多数おられますので、そういった方は収集に出していただくように、全戸配布ですね、チラシをお配りさしてもらったこともあります。また、令和3年度におきましては、ライブカメラを設置しまして、場内の様子をインターネットで確認できるようにもしました。利用者の方は、その来場前に状況確認でき、混雑時の搬入回避も可能となったと思っております。先ほどありましたように、基幹改良工事で今後そういった対策、迂回路の対策も取りにくいことや、ごみの外部処理を減らすためにも収集に出せるものは収集を利用していただく、また、リサイクル推進等の周知活動に努めていきたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。

あらかじめ発言通告をされた議員の質疑はすべて終了いたしました。

この件につきまして発言をされていない議員の発言を許可いたします。ただし、お1人、質疑は1項目とし、質疑は3回までとします。

何かございますか。無いようですね。

それでは、この際、暫時休憩いたします。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時14分 再開）

議長（牛尾昭議長） 少し早いようですが、全員お揃いなので再開をいたします。

続きまして、介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、あらかじめ発言通告が出ておりますので順次発言を許可いたします。

通告順22番、植田議員。

4番（植田好雄議員） それでは介護の諸収入の関係ですけど、雑入の不納欠損額が上がっておりますけど、その中身について以前の中で説明を受けたと思いますが、少し今説明をいただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） これは、令和 4 年 8 月に開催した第 100 回組合議会定例会において債権放棄に関する議案を上程し、議決を得た不能欠損となっております。令和元年の会計検査院の検査により、本圏域内の介護サービス事業所に介護報酬の過大請求が認められました。当該事業所に対して返還を求めるとしたものです。しかし、返還前の令和 2 年 3 月に当該事業所の管理者が逝去され、その後、令和 4 年 4 月 11 日付けで、法定相続人も破産管財弁護士から破産手続き終了の通知を受け取りました。このため、返還金額 462 万 8,028 円のうち、破産手続きによる配当額 3 万 556 円を除く 459 万 7,472 円を不納欠損としたものであります。

議長（牛尾昭議長） はい、植田議員。

4 番（植田好雄議員） これも、過失によって過大請求というようなことをされたのかなというふうには思う訳ですけど。そういったことが今後、起きる可能性もいろんなところであるんじゃないか。その辺のことが起きないようにチェックというか、対策みたいなそういうことはできるんですか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） まずは、誤った報酬算定が行われないように制度理解を進めることが必要だと考えております。そのために事業者に対して行う集団指導の場などを通じて、適正な算定基準、こうしたものを周知してまいります。

また、定期的に指定権者である島根県や組合が個別指導を行う際には、しっかりとチェックをし、適切な報酬算定に繋がるよう確認と指導をしてまいります。

議長（牛尾昭議長） はい、植田議員。

4 番（植田好雄議員） そうした中でも起きる可能性があるんですけど、これ最終的には年度途中でもこの辺のことは確認ができるんですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 集団指導は、事業所全体を対象に、年 1 回行っております。それから個別指導についてですけれども、定期的に 3 年に 1 回とか、5 年に 1 回とか、そういうくくりで、事業所を訪問させていただいて、直接指導をさせていただきます。その他算定については、事業所の方から日々問い合わせが入っておりますので、丁寧に対応して、適切な算定に繋げていただけるように、

指導をしております。

議長（牛尾昭議長） はい、岡本議員。

2番（岡本正友議員） 同じ介護保険、滞納繰越分というような表現をされてあって、調定額それから収入済額等もご説明がありますけれども、この差について説明をお願いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 滞納繰越分の調定額につきましては、令和3年度以前分の滞納保険料を繰り越した合計金額となっております。収入額につきましては、令和4年度中にその滞納分について収納した金額となり、収納済額を調定額で除したものが収納率36.65パーセントとなっております。

議長（牛尾昭議長） はい、岡本議員。

2番（岡本正友議員） はい、分かりました。それで、前年度はどういう徴収状況なのかお尋ねをします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 前年度の徴収率ですけれども、34.24パーセントとなっております。また、この徴収率については、平成28年度には12.69パーセントであり、この徴収率は毎年上昇しております。前年度の徴収率を1ポイントでも上回ることを徴収目標としており、臨戸徴収の強化や市の収納担当者との連携、また滞納処分を行うなどして対応をしております。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2番（岡本正友議員） はい、今の説明を受けましたが、過年度では12パーセントの徴収があったというような話であります。今、冒頭の事務局長の滞納徴収についても、36.何パーセントが多少改善されたような表現をされたように思っています。実際、目標設定というのがあるのかどうかお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） すいません、先ほども申しましたように、目標設定としては、前年度を0.1ポイントでも上回れるように徴収率を上げていくということを目指しております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4番（植田好雄議員） 介護保険料のところですけど、不能欠損の理由と収入未済額の理由について伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 収入未済額の主な理由としましては、生活困窮、死亡、また転出などがあります。未納のまま2年が経過した保険料につきましては、介護保険法の規定により時効の完成となり、徴収権が消滅したために不納欠損処分を行ったものであります。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4番（植田好雄議員） この辺のところでは先ほどもありましたけど、今、減免だとかありましたけど、収入未済額の状況把握や減免措置などについては、未納解消の取り組み、この辺のことは具体的にどのようにされてるのか伺いたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 未納回収の取り組みですけども、滞納状況にある被保険者さん、こうしたものはこちらで把握ができますので、滞納期間が長くならないように、こちらの方で前もってお話に行くように努めております。それから、今ありましたように、納付の理解を求めるという意味では、臨戸徴収、訪問して納付の必要性、こういったものをしっかりと説明して納付に繋げているところです。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4番（植田好雄議員） 先ほども、多田議員の言われた時の減免だとか含めてその辺のことは、事前に情報把握しながら対応していくということが言われておりましたが、転出の場合の扱いですけど、これは、生活困窮だとかそういうことではなくただ転出しましたと、それで払いをどこにしていかが分からんというようなことに、機関的なものと含めてあったのかなというふうに思いますけど、そうした意味で転出先との調整というようなことが、その辺のことはどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 転出された被保険者についても、なるべく連絡をして、未納分については納めていただくようにしています。転出先で不明となってしまう場合には、転出先の市町村へ住民票や除票などの提出を依頼して、調査を行っています。ただ、徴収の委託などといったそれ以上のことは、なかなか難しいと思っています。

議長（牛尾昭議長） 3回終わりました。続いて、植田議員。

4番（植田好雄議員） もうちょっと聞きたかったんですけど、聞けないということなんで、第1号被保険者の保険料のことですけど、現年分の特別徴収保険料の還付未済額が収入未済額として処理されているように、私はこの資料を見た訳ですけど、現年度分普通徴収保険料の還付未済額の処理についてどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 現年度分の特徴の保険料のことについてということではありますが、ちょっとすいません、保険料全体を通して説明をさせていただきたいと思います。まず、特別徴収ですけれども、こちらは年金天引きによる徴収ですから、100パーセントの徴収率となります。しかし、死亡や転出などのタイミングによっては引かれなくてもいい保険料が年金天引きされる、こうした場合があります。それが、決算書の方でいいますと、29ページにある302万2,020円となりますが、これについては今後還付していくということになります。

あわせて、普通徴収の方も説明を入れさせていただきますけれども、普通徴収については、これは納付書や口座振替による徴収で、どうしても未納が発生してしまいます。これが普通徴収の調定額と収納額の差になるわけですが、この収納額には、二重納付などによって納められた保険料も含まれています。それが決算書29ページにある22万4,900円です。これも今後還付をしていきます。よって、普通徴収保険料の未納額、こちらが、決算書29ページの収入済額483万3,276円と今の還付未済額22万4,900円を足した505万8,176円となり、この額は翌年度に滞納繰越として繰り越していくということになっております。以上です。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） 介護保険料ですね。これで、減免を行っているんですが、これ、その理由が生活困窮が1件、収入激減が6件というようになっているんですが、それぞれその減免というようなことに適用されるに至った対応、行政としての対応ってのは、どういうことがあってこういうことになっているのかってところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） まず、生活困窮を理由に減免した方につきましては、被保険者の方から保険料の納付について電話で相談を受け、減免制度を案内したということでございます。収入激減を理由にした減免をした方につきましては、通知書や広報の減免周知文を見た3名の被保険者から電話で相談を受けたということでございます。その他3名の方は臨戸徴収の際に収入激減の状況、こうしたものが確認できましたので、減免制度をご案内したということでございます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか、はい。

6番（多田伸治議員） 相談があったから対応したというようなことなんですが、やっぱりこれちゃんと制度が皆さんに周知されるのかっていうところがね、こういう条件であればこうなりますよってというようなことがね、ちゃんとされてるのかって。実際その生活困窮による減免が1件、収入激減が6件、かなり高齢者のところ厳しいというような状況もあるっていうのに、これだけのことで本当に全部に対応できるとするのか、その被保険者のところでね、いただいているところで、ちゃんとこういうものがあれば減免も受けられますよってというのが、その納付相談でお話して、じゃあこうですよってというような話じゃない対応っていうのはきちっとできているのか、過不足なくやられて7件というようなわずかな数字なのかっていうところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 減免の周知につきましては、毎年ですけれども、本組合のホームページそれから両市の広報誌に減免案内を掲載するほか、6月に発送する保険料の決定通知に記載をするなどして、圏域全ての第1号被保険者の皆さんの目に留まるように周知をしております。その結果、多くの電話や来所を含めて、相談をいただいているということでございます。

それから、こちらからの発信についてですけれども、先ほども少しお話をしましたが、やはり苦しい方というのは滞納がどうしても発生してしまう方が多いです。そうすると、そういう状況をこちらの方からまず、どういった状況で滞納されているのかそういうところも考えながら、そういう方には減免の周知、こうしたものをしっかりとしながら、お話ができるように対応してるところでございます。

議長（牛尾昭議長） 今の件ですか。

6番（多田伸治議員） いや27番。

議長（牛尾昭議長） 27番。はい、多田議員。

6番（多田伸治議員） この今の滞納の話でいきますと、それぞれ段階があつて、課税、非課税っていうのも分かれています。それぞれの段階でいうたら段階の低い方、低い層ほど滞納が多いというような、報告書の方にもあります。そういったことを見ると、やはり、そもそもの保険料が高いということになるんじゃないかと思うんですが、この辺の妥当性について改めて伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 滞納者の状況を見てみますと、9月末現在、滞納者の所得別滞納割合を見てみますと、滞納者の割合が多い順に、第6段階、第1段階、第2段階となっており、低所得者層の方が滞納されている方というのがこういうのは、確認しております。保険料の設定についてですけれども、第9期、いや第8期介護保健事業計画においては、6,600円、前期計画の保険料からは380円程度引き下げをして設定をしているところです。そうしたところで保険料の軽減、こうしたものにもしっかりと努めているところです。それからまた、保険料段階の設定についてですけれども、第6段階の方も滞納しておられる方が多いということで、この辺りの設定についてどうだろうかという議論はあるかもしれませんが、基本的には国が定める基本料率を基にして設定しておりますので、そうしたところでも妥当ではないかと考えております。

議長（牛尾昭議長） いいですか。はい、どうぞ。

6番（多田伸治議員） そうはいつでもね、実際の例として介護保険料が上がったら介護サービスはとてでもないけど受けられんよと、もう家庭菜園やってるけど、これが無いととてでもないけどご飯も食べて行けんとういうような貧困状況に、高齢の方は追い込まれとるというようなこともある。そういうことを考えると、とてでもないけど、本当にさっきの減免がわずか7件なんていう、皆さん払いたくないから払わないんじゃないかと払えないんですよ。そういうところを、国が定めてるもので妥当なんだっていうような話になってるんですけど、じゃそこのところ、何か国に対して、いや圏域内でこういうことになってますよっていうような話がされて、改善を求めるような話ってのはしてるんですかね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 改善を求めるような働きということでございますけれども、第9期計画を作るに当たって、今もそういったところは慎重に検討しているところでございます。介護保険料設定そのものについて、サービスを整備すれば必然的に高くはなってますけれども、これができるだけ上昇しないようにということで、基金投入の方もこれから検討していくことにしていま

す。そうしたところ、全体を踏まえて、被保険者の方の保険料負担といったものが軽減されるように、検討していくということでございます。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6番（多田伸治議員） きついでやれんでってというような話で滞納になるというように話になるんですけど、さっき納付相談、臨戸訪問をするんだってというような話もありました。そういうところでね、相談があればってというような話なんだけど、そうじゃない。お困りじゃないですかってというような話が滞納者のところにされているのか、電話で働きかけもするというようなこともあります。そういった話、相手が出てこなければそういう話がないってということなのか、それとも、こういう支援がありますよってというような話ってというのは、積極的にその納付相談する際、されとるのかって言うところを伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。今の点は先ほど答弁したと思うんですけど。

6番（多田伸治議員） あれは行ったときに、状況がわかればってというような話をされております。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 行った時に状況が分かればということもございますが、先ほど少し答弁させていただきましたけれども、やはり滞納されてる方というのは、生活的に苦しいという方が多いと思います。そうすると、こちらの方もお困りであるということは承知の上で訪問しておりますので、そうした視点でしっかりと寄り添って対応しているところでございます。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） この保険料収入なんですが、先ほども少し植田議員のところから話ありました特別徴収ですね、これ年金支給でない月、奇数月ですが、このところが振替不能が多いということがそういうふうな数字になっているんですが、これに対する対策とか対応っていうものはないですか。考えられたか、やられたか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 今、議員が仰られるように年金支給月でない奇数月に、確かにこちらは不能欠損の割合が高くなっております。その対策ということとはなかなか難しいところではありますが、奇数月に納付が難しい場合には、次

の年金支給月に合わせて納付をお願いするだとか、また、分割して納めていただくだとかして、被保険者の生活になるべく支障が出ないようにお願いをして納付していただくということをしています。

議長（牛尾昭議長） はい、多田議員。

6番（多田伸治議員） 翌月に払ってもら、まあ払える人は何とか払うでしょう。でも、高齢者のところ、収入が今月は少なかったけど来月は多いわ、ちょっと余裕あるから払えますっていうような人なんかそういないですよ。皆さん年金生活で決まったものしか入ってこない。いうようなところに対応するには、そもそも年金を上げてもらうとか、年金の金額が上がらないまでも各月でちゃんと年金が支給される、そういう制度の改善こそが必要だということになります。まあ当然これは、この広域組合でできる話ではありませんが、そういった根本的な対応、制度の改善というのは、国に求めるっていうのはここでもできる話です。やられたのかどうか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 局長。

事務局長（久保事務局長） 今、年金を含めた社会保障の大きなお話をされます。こちらの方でできる対応というのは限られたものですが、国に対しては、介護保険制度という観点からは両市を通じて、島根県の市長会や全国の市長会を通じて提案をしています。ただ、今のような観点のその年金云々という視点では私どもからは要望というのはいしておりません。ただ、低所得者の対応ということで、国に対しての働きかけというのは行っております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、山根議員。

10番（山根兼三郎議員） 決算書の43ページの総務費の一般管理費の負担金補助及び交付金の91万5,514円のなかの、主要施策実績報告書の11ページの負担金のことについてお伺いしたんですけど、パソコン負担金というのが58万6,762円ということであって、これまあ時々実績報告書の方にこれまでも時々見え隠れするんですけど、これの中身についてお伺いしたいのと、負担金という場合には負担するっていう意味で考えますと所有者っていうのは別のところにあるのかなとちょっと考えたりもするんですけど、普通ならなんか備品とかですね、ああいった購入費の部分に入ってくるものじゃないかなというふうに考えるんですけど、その辺のことをちょっと詳しく教えていただけませんか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 事務用パソコンですけども、浜田市が執

行する業務用パソコンの購入、これに係る入札に本組合の必要台数も含めていただくような対応で調達をしております。パソコン購入負担金は、本組合の購入分の金額を浜田市負担金として出すための費目でございます。事務用パソコンの購入につきましては、本組合が独自に入札執行するよりは、浜田市の入札に入れていただいた方が1台当たりの単価が下がりますので、相当安く経費を押さえて購入できるということで、そういう対応をとらせてもらっています。

議長（牛尾昭議長） はい、山根議員。

10番（山根兼三郎議員） それで一般管理費の中でそう大した問題じゃないんですけど、どっちにしても負担金、他の項目はどっかの組合に負担するとか、ああいった形の必要なところの動きに対してはそういうお金の出し方っていうか、考え方をするんですけど、この場合は確かに浜田市で購入の一部を借りることになるんですけど、どっちかという、備品購入とかの部分に該当するのではないかなというんですけど、この辺の考え方っていかがでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（久保事務局長） ご指摘のように、備品という整理が性質上は必要なのかもしれません。先ほど介護保険課長答弁しましたが、こういった手法をとることで経費が大きく抑えられる、その当たりを大変重要に考えてこういった対応をしております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、大谷議員。

1番（大谷学議員） それでは、整理番号ナンバー10の事業について伺います。執行率が86パーセントになっておりますが、その要因を伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 主な要因としましては、各種通知書の発送件数が見込んだ件数より少なかったということや、それから、区内特別郵便制度を積極的に利用することで郵便料の割引を受けたということがあります。また、単体で送付していた2種類の通知書を個人名で名寄せしてまとめて送付するなど、送付方法を見直し、節約した結果、郵便料が予算の497万円に対して、決算額で420万円、執行率が84.56パーセントとなったということでございます。

議長（牛尾昭議長） 大谷議員。

1番（大谷学議員） 節約をして少なくなっているというのが主な要因のようで

すが、発送件数が少なくなったという話があったと思いますが、その発送件数が少なくなった要因というのには何かありますでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 人口減少がしたということがまずありますが、圏域では、実際に人口が減って対象となる方が減っているということが考えられると思います。

議長（牛尾昭議長） はい、大谷議員。

1 番（大谷学議員） 人口が減ったということですが、具体的に確かに減っているとは思いますが、大きくこの軽減になるほどではないようにも思うわけですが、人口減は確かにありますが、その要因となった数はどれぐらいですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 今、具体的な数字を持ち合わせておりません。人口減少という話をしましたが、今、うちのここで発送する通知書については、65歳以上の第1号被保険者に対するものですので、そこら辺の数字もちょっと確認して後程お答えさせていただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 12ページのナンバー11の介護認定審査会についてお尋ねをします。体制及び内容を確認します。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 介護認定審査会委員の体制については、組合介護保険条例に定員を100人以内としており、令和4年度は78名を委嘱しております。審査会は要支援認定、それから要介護認定を行うことを役割としており、認定調査や主治医意見書等の情報をもとに専門的見地から介護の手間を判断して、介護度を決定しております。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 次に、改正に伴う審査委員の報酬について、その内容をお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 審査会の委員報酬については、1回当たり1万5,000円としております。令和4年度は審査会を195回開催し、出席延べ人数は772人でしたので、報酬総額は1,158万円となりました。その他、交通費として1キロ当たり37円の費用弁償を支給しております。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2番（岡本正友議員） 次の質問にしますが、審査件数の表があります。そこにはですね、新規、介護、更新、変更等々の表示がされていますが、この内容について区分について説明を求めます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 要介護認定の申請区分には、4種類ございますが、まず、新規申請、これは、これから介護や予防のサービスを利用したいと思われる方が行う申請のことです。また、更新申請についてですが、すでに要支援や要介護の認定を受けている人が、有効期間満了前に認定を更新するための申請であります。次に、変更申請ですけれども、これは、すでに要介護認定を受けている人が心身の状態変化によって、現在の介護度を変えて欲しいという場合、例を挙げるならば、骨折によって介護の手間が増えたので介護度を上げてほしいという場合などに行う申請のことをいいます。最後に、介護申請ですけれども、先ほどの変更申請と似ていますが、すでに要支援認定を受けている人が、心身の状態が悪化したので要介護1以上に認定を上げて欲しいという場合に行う認定のことをいいます。

議長（牛尾昭議長） はい、岡本議員。次、どうぞ。

2番（岡本正友議員） ナンバー13の計画策定、策定委員会についてお尋ねします。ここに説明がありますけれども、計画策定の委託の内容、また、アンケートの数字についてお尋ねをします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 今年が次期第9期計画の策定年度となることから、その前年に国が示す基本調査として、アンケート方式による介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、それから両市に協力をいただきまして在宅介護実態調査、この二つの調査を行っております。委託業務の内容についてですが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では調査票の作成、それから対象者への調査票発送、回答の入力、集計と分析作業をお願いしています。また、在宅介護実態調査では、回答の

入力、集計と分析といった作業をお願いしています。はい、以上になります。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2番（岡本正友議員） 次の質問をしますけれども、今アンケートのことについてお尋ねしてる訳ですが、実質、浜田、江津ということになる訳で、そのアンケート先の地区の配分についての考え方をお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ですけれども、全体で7,000件を送付しております。内訳としては、浜田市が4,589件、それから江津市が2,411件ということになっております。按分の方法につきましては、人口比を基に送付数を決定しているところでございます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） 計画策定委員会費なんですけど、報告書の方を見ますと12人ほど被保険者代表の方々がいらっしゃいます。こういった方たち、必ずしも専門性が高いとか、提言があるという体ではない部分もあるようなんですけど、実際そういった方たちからご意見ってのは出るものなのかどうなのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 策定委員の皆様には、それぞれの立場で考えやご意見を発言していただいております。そうした意味で、住民代表の方もいらっしゃいますけれども、こうした方々も含めて十分に発言をして委員会の中で議論がされているものと考えております。

議長（牛尾昭議長） はい、多田議員。

6番（多田伸治議員） それはね、ちょっと安心したところなんですけど、先ほどから保険料の話なんかでいろいろと高齢者の話をしておりました。さっき言ったとおり家庭菜園で野菜作らないとご飯も食べられない。保険料取られたら、介護のサービスを受けられないよというような状況があるというところで、この委員会の中で高齢者の貧困に対する意見とか議論があったりするものなのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 実際に高齢者の貧困に特化した議論という

のはなかったように記憶をしております。しかし、サービスの利用状況などについては、被保険者代表の委員からは身の回りの高齢者の様子、それから地域の実情などに基づいてお話をさせていただいてますので、そうした困りことがあれば出てくるものと認識をしております。

議長（牛尾昭議長） どうぞ。

6番（多田伸治議員） 困りごとがあれば言うて、少し調べればそういうのは分かるわけですね、滞納とか、減免の話というのは、そこら辺をもう少し、逆にね組合の方から皆さんにこういう状況ですよ、こんな話もありますよ、個人情報と言う訳にはいかんでしょうけど、こんな状況でこういう人の問題が起こっておりますというのはキチンとお知らせして、それをちゃんと来年度の9期計画保険料というところに出していくというような話が必要なんじゃないかなと思うんですが、そういった取り組みはされてないんですかね。これからされるようなつもりがあるのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 今後、計画を策定していくに当たりましては、圏域の状況というのはもちろんお伝えをしながら検討していくこととなります。そうした中で、低所得者に対する状況こうしたものもあわせて協力してお伝えをしていく訳ですけれども、低所得者に限ってではなく、圏域全体の高齢者の保険料負担そういったところも考えながら、議論をしていく必要があると思っております。事務局の方からは、先ほども言いましたように、圏域の状況をこうしたところをしっかりと伝えていくつもりでいます。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4番（植田好雄議員） 特例居宅介護サービスの給付費の関係で、これは当初予算に対して、全額不用額となっているんですけど、これは、まず、以降の特例何とかサービスというのは、全て不要となっておるのですが、その辺の関連性も含めてお伺いいたします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この特例居宅介護サービス給付費は、被保険者が要介護認定申請前や認定前にやむを得ずサービスを利用した場合に、特例で居宅介護サービス給付費を給付するための予算費目となっております。あくまでも特例として執行するために計上している予算であり、令和4年度については該当する事例がなかったため、未執行となっております。また、その他の特例サービス費

についても同様のこととなります。

議長（牛尾昭議長） はい、植田議員。

4番（植田好雄議員） これは、特例ということですので、要支援者の状態の、それから要介護で至らないということであろうと思いますけれども、ケアマネさんがその辺のことは、関わっておられるのかなというふうには思うわけですが、この時に特例サービスを利用するための基準のようなものがあるのか、少し教えてください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 基準というものが特にあるわけではございません。緊急やむを得ず介護認定前に介護サービスを利用する場合に、あくまでも支給されるものです。そうしたケースは、実際あるというふうに認識をしておりますけれども、その場合には、ケアマネジャーやサービス事業所が一時的に報酬請求を保留するなどして、現状対応しておられることとなります。ですから特例サービス費としてこの費目から給付することは、今のところなかったということでございます。

議長（牛尾昭議長） はい、植田議員。

4番（植田好雄議員） でも、これは特例として認めましょうというようなことが具体的になれば、基準的なものが無ければ、ケアマネさんとかその辺の人の恣意的なといいますか、判断によるのかどうか分からないですけど、その辺の考え方みたいなところを少しお示し願えればと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 特例となる場合ですけれども、基本的には保険者が認めた場合ということになっておりますので、今言いましたように認定前であっても申請をされていれば、実際に使っていらっしゃる方はおられます。その時に報酬請求を待っていただいている。ケアマネさんとか、それから介護サービス事業所の方がサービスは提供してるんですけども、報酬を待っているということで対応しておられますので、実際には認定が出た後にまとめて請求されるという対応になっております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4番（植田好雄議員） 続いてですけども、居宅介護住宅改修費の不用額ですけ

ども、これは当初予算に対して 30 パーセントが不要額になっておりますけども、その辺の理由についてお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 居宅介護住宅改修費ですけれども、1 件あたりの改修費用に幅があるために、年や月によっても給付額にばらつきがあります。こうしたことから、予算を見込むのが大変難しいサービスとなっております。令和 4 年度の当初予算編成においては、令和 3 年度の実績から見込みを立てて予算計上をしたところでありまして、不要額が出た要因につきましては、実際に住宅改修を必要とされた被保険者が少なかったほか、1 件当たりの改修費用も低かったということが考えられます。

議長（牛尾昭議長） はい、植田議員。

4 番（植田好雄議員） まあ、この項目でヒアリングした時にちょっと言われたのが、介護予防で改修費を助成すれば、この居宅介護の住宅改修費について、2 回使うことができない、そういうことがあるからだということと言われたわけですけども、その辺のことの予防のときの改修と、いざ介護状態になったときの改修、この辺は状況的に変わってくるんじゃないかと思っておりますけども、今後その辺のことは予防で使う、そして要介護になった時に更にもう 1 回使えるというような、そうした感じみたいなことを考え方みたいなことはないんですか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） はい。この住宅改修ですけれども、基本的にはお一人 1 回 20 万円までしか使えません。認定を受けられる方で住宅改修を受けられる方というのは、要支援、まだ介護が必要になって間がない方が多いと思っております。そうしたところで、要支援の方が住宅改修をされても 20 万円まで使ってしまうと、次に介護度が変わって介護になっても改めて 20 万円は使うことができないということでございます。それから、今言われましたように、介護と予防の方でそれぞれ 20 万ずつ使えないかなということでございますけれども、実際に特例がこちらにもありまして、介護度が 3 段階以上重くなった場合、それから、転居されて住居が変わった場合には、もう一度リセットして 20 万円使うことができる、制度的にそういうことになってます。ですから予防で使っておられても、状態が急に悪くなったとか、転居されたとか、そういう場合には、もう 1 回介護の方でも使っていただけるような制度となっております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 続きまして、密着型介護予防サービスですけど、これについても不要額が31パーセントとかなり多くなっています。その辺の理由についてお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 令和4年度予算につきましては、前年度の給付状況を勘案してサービスの見込みをたてて編成をしております。しかしながら、令和4年度は見込んだほどのサービス利用がなかったこと、中でも、要支援認定者が利用する小規模多機能型居宅介護で給付が減少したことが、不用額の大きな要因となっております。

議長（牛尾昭議長） はい、植田議員。

4 番（植田好雄議員） このところでも少しヒアリングした時に、人材不足があって、その密着型介護の関係で、人材不足があって、定員いっぱい、そうしたことが受け入れられない状況があるようだというようなことがありますけど、そうした中で、本当に受けたいサービスを受けられないというような状況が、支障がないというふうなことは言われてますけど、その辺の管理はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） はい、要支援者のサービス利用に当たっては、ケアマネジャーがご本人やその家族としっかりお話をされて、意向を尊重して、身体の心身の状況に応じた適切なサービスをプランに付けて、サービス事業者とともにサービスの提供にあたっておられます。そうしたことから、小規模多機能型居宅介護のサービスが受けられないからといって、決して不利益を被るものではありませんし、必要なサービスはケアマネジャーさんの方でプランに付けて、利用していただいているものと考えています。

議長（牛尾昭議長） はい、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 必要なサービスが受けられているということですが、そうした中でも実際は人材が不足しているから、全員が受けられることはないと思いますが、その人材不足の対応について少し、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほど来、お話もしておりますが、組合としてできることはなかなか限られております。地道な取り組みではありますが、今あります事業を引き続き継続していきたいと思っております。それから、やはり介護の裾野を広げる取り組みが大切だと思っております。先に県の方で担当課長会議が開かれたんですけれども、ここで各保険者、共にこのことは共通課題として認識をしているところです。そして、島根県としても、やはり県の課題として、全国会議の場などで意見を言っているというようなお話も聞いておりますので、引き続き国への働きかけ、こうしたことは大切になってくると考えています。

議長（牛尾昭議長） 続きまして、多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい、今ちょっとお話もあってダブるかもしれないんですが、介護予防サービス等を、いうところで令和 4 年度では大方 1,600 万円の不用額が出ているということです。ここでも関わりますが、この不要額がこれだけの金額になった要因はなんでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほどの答弁との重複するところがありますが、令和 4 年度は、前の年までの給付実績を勘案して予算計上しておりました。しかし介護予防サービスの訪問看護、それから通所リハビリテーションで、地域密着型介護予防サービスの小規模多機能型居宅介護などのサービスで、見込み以上に給付が減少したことによるものです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） まあここ、前の方でやられてる介護のそちらのサービスなんですけど、介護が必要な方のサービスっていうところと違って、これはそういうふうなところに陥らないための介護の予防のための給付だということ言えば、前段のところはなるべく出費を抑えてっていうようなことがあると思うんですが、予防のどこかで一生懸命やって、その前段の給付費用を抑える、というような取り組みがあっただけです。まあ、利用は少なかったっていうのはあるんですけど。じゃあ本当に皆さん必要としてないのかっていうところもある。さっき言ったとおり、保険料は取られてるけどサービスはとてでもないけど使えんよ、というようなお話が当たり前でという。そういうところを踏まえた、組合としての取り組み、サービスの費用を軽減するとかっていうようなことも含めてね、できることはあるんじゃないのか。なるべくこういうものは残さずに使い切って、皆さん介護予防をしっかりやってもらうというような取り組みがあったのか、伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この介護予防のサービス給付費ですけれども、実際に要支援の方がサービスを利用された対価として、サービス給付費を払う費目となっております。要支援者のサービス利用に当たっては、ケアマネジャーがご本人や家族の意向を尊重されて、その方に合ったサービスを利用いただいています。そうした意味で、組合が、特にここで執行率を特に上げていくということはないものと承知をしております。

議長（牛尾昭議長） 同じ質問ですか。

6番（多田伸治議員） はい。

議長（牛尾昭議長） なるべく一般質問にならないようよろしくお願いいたします。

6番（多田伸治議員） そうは言うてもね。中にはね、ちょっと大丈夫ですかっていうような状態で介護認定も受けてない、多分これ支援のスタートラインにはなるんだらうなっていうようなこともね、そういうものに、いやとてもじゃないけどサービス使えないから、そんなもん必要ないっていうふうに言われてるところもある。そういったところもきちんと掘り起こして、重篤にならないような努力っていうものが必要なんじゃないのかな。というところへの対応っていうのは何かあるんです。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） サービスの必要な方に必要なサービスを受けていただくということはもう非常に大切なことだと考えております。そうしたところにおきましては、包括支援センターの実際の相談であったり、また、あとは市の方でいろいろとチェックリストをされておられます。そうしたところで、本当に介護、また予防が必要な方については、掘り起こしとまではいいませんが、しっかり認定に繋げていただいたり、介護予防の事業に繋げていただいていることができていると感じています。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） これは51ページですね、38番。介護予防・生活支援サービス事業ということで、この中で第1号訪問事業、当初予算はさっきどれぐらいの人がっていう話を聞きましたけども、283人というようなことがあったんですが、

令和 4 年度に実際どれだけの人が利用できたのかっていうところをお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 当初予算の実施予定人数を 283 人とされておりありますが、この事業の対象となるのは、1,794 人でございます。内訳として、要支援認定者が 1,511 人、それから、その他市が行う基本チェックリストに基づいて、この事業を利用できる人が 283 人となっています。実際の結果についてですが、この 1,794 人のうち、令和 4 年度の実績は 316 人で、約 17.6 パーセントの方が利用しておられます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。それは必要な人に全て届いたというふうな認識でよろしいですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） はい。この事業ですけれども、要支援認定者のうち、本人の希望やケアマネジャーの説明等に基づいて、このサービスを利用することが、望ましい、適切であると判断された方が利用していらっしゃるということで、そういう方にはサービスが行き届いていると思っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 続いて、同じく介護予防のお話で、今度、第 1 号通所事業です。こちらの状況はどうだったんでしょう。さっきの 283 人、今まあちょっと違うような話もあるんですが、そこら辺も含めてお願いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほどの答弁のとおり、この事業の対象者は 1,794 人でございます。実際の結果については、このうち、実績として 627 人、約 34.9 パーセントの方が利用しておられます。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） こちらも過不足なく、必要な人にはきちんと届くようなものか、それともそうじゃないようなことがあるのか、お伺いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほどの答弁と同様になりますが、必要な方には必要なサービスを受けていただいているものと認識をしております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） はい。この介護予防ケアマネジメント事業費、これも同じように当初予算のお話をしておるんですが、こちらもあるところどうなのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 対象者1,794人のうち、実績は499人で、約27.8パーセントの方が利用しておられます。

議長（牛尾昭議長） いいですか、次。はい。

6番（多田伸治議員） くだいようですが、念のためお伺いします。これも必要な人にはきちんと届いてるっていいことですね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） そのとおりでございます。

議長（牛尾昭議長） 続いて、通告ナンバー41番、多田議員。

6番（多田伸治議員） ケアプラン作成事業費について伺います。これ、予算審査の際、介護保険外の支援制度、そういうものもあるんでそういうところに、ケアマネさんたちに周知して、実際の利用者のところに、あと、そういう支援が届くようにというような話できませんかっていうお話をしました。実際、令和4年度にそういった取り組みができたのかどうかというのを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この事業につきましては、ケアマネジャー自らの要望によって研修内容を決定しております。実績としまして、令和4年度は、施設ケアプラン研修で、施設ケアプランとサービスマナーについて、それから居宅ケアプラン研修会では、本人らしさに着目したアセスメントについてということで、実際には研修をしております。福祉制度の周知について、この研修の中でというお

話がありましたが、実際両市の方からそういう依頼がありましたら、ケアマネジャーとも相談をしながら、この研修に組み入れるかどうか、そういうところは検討していきたいと考えています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい、多田議員。

6番（多田伸治議員） これ依頼があればっていう話を予算のところでしたんですが、実際そういう話を広域の方から働きかけたりっていうのもそうでしょうし、まあ今日お二人管理者おられますんで、そこら辺お話はされとるもんなんか伺っておきますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほど申しましたように、この事業に限ってみますと、ケアプラン作成技能の向上、そしてサービスの質の向上を目指して、ケアマネジャー自らが、研修内容を吟味して決定して実施しております。そうしたことから、過去には実際に、障害福祉サービスについて学びたいという声が上がって、同内容のものを研修内容として実施したこともございます。組合としましては、議員にご提案いただいている障害福祉に関する内容も、研修メニューの一つとして、提案していくこともできますし、して参りたいと思いますが、ケアマネジャーの意見を尊重しながら、研修内容については検討していきたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） はい、多田議員。

6番（多田伸治議員） それは、ケアマネさんの実声っていうのは非常に大事なんですが、ただ現場でのお話を聞いてみると、そっちのケアマネさんはそういう介護保険ではないけどもこういうサービスがあるよっていうのをご案内をしていたら、こっちのケアマネさんからはそういう話はなかった、というようなサービスを受ける人によって、何が受けられるかっていうのが随分差が出てきている。これ僕は、平準化して、どなたがどのケアマネさんが行っても当たり前でそういうものが受けられるっていうような環境を作っていくと、さっき過去には研修もやっただけって言われますけど、その当時のケアマネさん、今おられるケアマネさん、顔ぶれも当然変わっていると思います。そこら辺を加味した、どのケアマネさんにあたっても、当たりはずれがないっていうようなことになるような取り組みになっどうか、そのところを改めて伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 全てのケアマネジャーの資質の向上というのは非常に大切だと思っております。この研修以外にも、介護サービス事業所に対

する制度の周知、利用の啓発、制度の周知ですけれども、今の障害福祉に関する制度の周知、利用啓発などですが、これについては、集団指導の場などもありますので、これも両市から依頼があればということはずきますけれども、資料提供や説明など、情報提供の場は、こういった方でも確保できると考えております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、岡本議員。

2番（岡本正友議員） はい、ナンバー17の介護相談員派遣事業費についてお尋ねします。この表の中で第3号にですね、177万1,000円の減額が示されています。この理由、また執行率が84.71パーセントということを示されていますが、このことについてお尋ねをします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） このサービスは、介護サービス相談員が事業所を訪問し、利用者のお話を聞いて、利用者とサービス提供事業者が問題を解決していけるように、橋渡しの役割を務めることです。令和4年度は、新型コロナウイルスの流行によって、当初予定していた事業所訪問や各種研修会への参加ができなかった状況がありました。そのため、3号補正で不用額を減額しております。また、執行率についても、同様の理由で約84パーセントにとどまったということでございます。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2番（岡本正友議員） 再質問しますが、今、令和4年度、新型コロナウイルスの流行というような形ですね、予定した事業所の訪問、それから各種研修会等の参加ができなかったというような説明でありましたけれども、具体的にこのパーセンテージその金額の動向を見たときにですね、この内容について説明できる範囲で結構ですが、よろしくお願ひします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） すいません、よろしいですか。どの内容について。

2番（岡本正友議員） 費用が、177万1千円減額になっています。それで、その費用の内容としては、事業者訪問が幾らいくら、例えば各種研修会が幾らいくらというような形が、形としてあるのかなと思ってて、それがちょっと説明できればお願ひしたいと思ひます。なければいいです。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 申し訳ございません。その研修会費用等について、個々の資料を持っておりませんのでお答えできません。ですが、減額となった理由については、訪問ができなかったので、介護サービス相談員の謝金、こちらの方を減額した結果、そういうことになっております。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2番（岡本正友議員） 次の質問に移りますが、主な支出、今の報酬、また旅費等というような表現をされていますが、この実績、内容をお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 介護サービス相談員は、令和4年度には14人委嘱をしております。謝金としては、費用弁償含めて1回6,000円で、相談員が事業所を訪問した場合や、連絡会に出席した場合に支払いをしております。旅費についてですけれども、これは事務局担当者及び介護サービス相談員の研修に伴う旅費ということでありまして、それから負担金というのがありますが、こちらは研修会に参加するための負担金、研修負担金となっております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） 同じく介護相談派遣事業ですが、これ相談ってというのはどれぐらいの、何人の方に聞いて、また、その相談内容ってのは、例えば家族のこと、体のこと、お金の部分、そういうのがいろいろあると思うんですが、性格的にどんなものがどれぐらい寄せられておるのかお聞きします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 昨年度は、事業所の方へ直接訪問とか、オンライン会議システムを活用した方法によって、74回の相談活動を行っております。具体的に何人の方と面接をしたかということは把握をしておりますけれども、前年より多い226件の声を聞いております。内容別については、すいません、ちょっと把握をしていないところです。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい、どうぞ。

6番（多田伸治議員） 226件も相談があつて、中にはご家族でご相談してっていう話もあるかもしれませんが、言うてもろうてどうにかなるっていう問題じゃない

もんもあるかもしれませんが、その内容さえ把握してないっていうことは、これ委託事業として14人もはなえてやられてるわけですよ。何かしら大きな問題とか、これはとてもじゃないけど広域だけでは解決できないよっていうような問題が、あったものっていうのも把握されてないということですかね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 失礼をいたしました。内容別に把握をしていなかったというのは、ちょっと件数のことを勘違いしてお答えしてしまいましたので、申し訳ありませんでした。相談内容、大きな括りでの集計をしており、なかなかお話をするのは難しいかなと思いますけれども、具体的な相談内容を少し例を挙げて、紹介させていただきたいと思います。相談員が実際に利用者から聞いた声ですけれども、利用者の方が難聴がひどくなったから、話が聞き取れなくて困るといような相談を聞いて、事業者側にこれを伝えたところ、事業所側では要所所で、その方のそばに職員を配置してサポートするなど、こういった対応をとられて、すごく改善されたといような例がありました。また、利用者からの相談だけではなくて、介護相談員自らが気づくこと、これも大切で、訪問した際に、利用者の皆さん、皆さん体操されるわけですが、その体操される際には、体の動かし方がよくわかるように、また、安全確保の観点からも、複数の職員さんで対応された方が望ましいですよと助言をして、改善に繋がったようなケースもあると、確認しております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。

6番（多田伸治議員） ちょっと待ってください。そこら辺、私事前にね、お話もしています。通告も出しています。性格別にどんなことになったのか、例えば、身体のこと、家族のこと、金銭のこと、介護保険そのものに対する相談もあるかもしれません。そういうものを性格別にちょっと出してみてくださいっていう話をした挙句の果てに、まあ1件2件こんな話がありましたってされるのは、ちょっと質疑の内容として、答弁の内容として問題があるんじゃないですか。

議長（牛尾昭議長） 答弁もれがありますか。今の指摘に対して。

6番（多田伸治議員） あの、すいません、私もね、細々として今226件あったっていうのを全部入れてくれとは言わんです。それなら資料を求めますけえ。そうじゃなくって、大筋としてこういう話として、相談がありますよと、お金に困ります、体のこと、まあ今難聴の話もされました。体のことで、いようなお話をちゃんとまとめて答弁してくださいねって話のつもりで私は、随分事前のヒアリングも対応したんですが。そういう話にはならないですか。

議長（牛尾昭議長） 多田議員、通告のあらましでは、介護保険課長そこそこ答えて見受けられますけども

6番（多田伸治議員） だから性格別の相談内容はっていうところですね。ここに書いてあります。そういうつもりで私は出しましたし、その旨も、電話でのヒアリングに伝えています。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 大変申し訳ございませんでした。介護サービス相談員派遣事業については、活動報告書というのを毎年作っております。それで、この報告書によって、圏域内すべての介護サービス事業所に気づきをもってもらう、プラスになるように配っては実際います。その中で実際の利用者さんの声、相談ということで、内容を整理しております。たくさんありますのでなかなかここで全部読み上げていくことは難しいんですけども、やはり入浴衛生に関することや排せつ、それから職員に関すること、こうした家庭での事などの相談も受けているようです。また、これは事業所における相談になるかもしれませんが、そういうことを受けているということでございます。それから、あと、人間関係に関することなどたくさん記載がありますが、なかなかここで全て申し上げることは難しいかなと考えております。

議長（牛尾昭議長） はい、多田議員。

6番（多田伸治議員） いやね、事業所に任せてるって話ですよ、今のことだと。やっぱり組合としてちゃんとそれを把握して、何が今求められとるか。利用者さんにどんな困りごとがあって、じゃあこれに対して何をしていかなきゃいけない。今の話だと本当事業者で、あとは何とかしてくださいって話で、組合としては全く把握してないというようなことですね。こちらとしては、別に全部で226件言うてくれという話はしてません。どういう性格で困りごとがあったのかっていうのをまとめて説明してほしいっていうの、言うております。多分ね、これ今から全部読み上げられてもね、お昼回っちゃうし、私らもそれ全部把握できるかっていったら、難しいと思います。こういうのも、その辺ちゃんとそっちの報告書なんか載せてもらわなきゃいけないし、あとはね、そんな組合としてちゃんと把握できてないっていうような状況で、事業をやった意味とか、今後に生かせるのかという、これだけ聞かせてください。

議長（牛尾昭議長） 一般質問にならないようにね。

6番（多田伸治議員） いや、あの、あんな話されてね、せつかくええことやったりされるわけですね、それを。

議長（牛尾昭議長） 分かりました。どうぞ着席してください。答弁させます。
事務局長。

事務局長（久保事務局長） はい。ちょっと把握してないという表現を使ったので、大変失礼をいたしました。内容が、聞き取りをした内容ということで多岐に渡るので、件数別の分類がなかなか難しいというような趣旨で把握できてないというような対応をしました。内容は、いろいろ困りごとを報告書ということでまとめておりますが、いろんな内容を網羅してます。事業者任せっ放しというよりも、いろんな方がこんなふうな困りごとがある、こんなふうなお考えを持っているということ整理して皆さんに見ていただきたいというのが一つあります。私たちとしても、その集計という形にはなっておりませんが、そういったのを見ながら、相談員さんや事業所とこういった点がということをお話をしながら改善に努めていくと、そういうふうにご利用しております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、岡本議員。

2番（岡本正友議員） はい。ナンバー19の、認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業費についてであります。事業費、家賃の助成の内容について、説明を求めます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この事業は、グループホームに入所している低所得者に対して、事業者が居住費等の一部を減額した場合に、事業者に対して助成を行う事業であります。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2番（岡本正友議員） 次の質問に移りますが、ここで執行率91.81パーセントというような表現をされています。この評価とですね、施設利用の充足状況についてお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 事業対象者については、各事業所の方で管理をしていただいておりますので、見込みに近い予算執行になっているのではないかと考えています。また、事業所には、当該事業の周知や、それから利用者家族が申請を行う際などのサポートにも協力をしていただいておりますので、利用できる方が、この事業に認定されていないといったようなケースはないと考えております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） 45番です。ページ戻っちゃうんですけど、51ページです。包括的支援事業での総合相談っていうもの、少なくとも江津市はやってました。浜田でもやっとなるんじゃないかと思うんです。ここで寄せられた相談の内容っていうのはどうなのか。さっきと同じで、性格別にどんなものがあったのか、件数で示していただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 総合相談事業ですけれども、これは地域包括支援センター、失礼しました。総合相談事業を行う地域包括支援センターの運営は、令和4年度から実施主体を浜田市、江津市としております。総合相談事業については、浜田市の相談件数は1,042件、そのうち権利擁護や高齢者虐待に関することは20件。江津市の相談件数は1,780件、そのうち権利擁護や高齢者虐待に関することは91件あったと確認をしております。なお、総合相談事業での相談への対応や解決の状況について、解決に至った事案もあるように聞いてはおりますが、事業の具体的な報告や事業評価は、両市が設置する地域包括支援センター運営協議会等で行われることであることから、本組合の方では把握をしておりません。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸治議員） はい。これも包括的支援事業・任意事業負担金。包括的支援事業である地域ケア会議で検討された地域課題とその解決、取り組み状況というのがどうなっているのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 地域ケア会議を開催する地域包括支援センターの運営ですけれども、先ほど申しましたように、令和4年度からは、浜田市、江津市が主体となってやっております。開催回数につきましては、浜田市では市レベルの地域ケア会議を1回開催し、個別ケースを29件検討しています。江津でも、地域ケア会議を4回開催し、個別ケースを37件検討していると確認をしております。なお、検討された地域課題と解決策、取り組み状況といった事業の具体的な報告や評価は、両市が設置する運営協議会の方で行われておりますので、組合の方では把握しておりません。

議長（牛尾昭議長） 続いて、岡本議員。

2番（岡本正友議員） はい。ナンバー21、介護給付費準備基金の積立金についてお尋ねします。冒頭この積立金については質問をしていますが、確認も少しある中で質問をします。この表を見た状況で、基金の第1号、また第3号の積立額というような形で出ています。この内容についてお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 基金積立金について、第1号補正では、前年度繰越金のうち負担金等の精算を行った結果、余剰となった第1号保険料分を増額補正しております。また、第3号補正では、給付費予算を減額したために余剰となった第1号保険料分を増額補正としました。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2番（岡本正友議員） はい、分かりました。私は、この目的積立額というような形で何かあるのかなと思ったんですが、どうも違うようですが、執行率、今72.12パーセントというような形で出ています。今のお話のように積立額等の解釈について、再度お尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほどご説明しましたように基金の積立金の予算は、歳入と歳出の増減によって変動する仕組みとなっております。一方、実際に積み立てる額につきましては、第1号被保険者が納付する保険料とそれを財源とする介護給付費等を精算した結果、余剰となる第1号保険料を積み立てます。そうしたことから、予算額と執行額には差異が生じる場合もあるということでございます。

議長（牛尾昭議長） 続いて、植田議員。

4番（植田好雄議員） 今、岡本議員さんが聞かれたことと似たようなことになるかもしれませんが、基金の積立金の不用額というものが出ていますけど、この理由について少し教えていただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先きほどの質疑答弁と重複しますが、基金積立金の予算は歳入と歳出の増減によって変動する仕組みとなっております。一方で、実際に積み立てる額は、被保険者が納付する保険料と財源とする保険給付費の清算によって余剰となった第1号保険料分となります。こうしたことから差異が生

じて不用額となっております。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4番（植田好雄議員） 積立金の関係ですけど、今後、第9期の介護保険の計画がされるというふうになってはいますが、こうした中で保険者の負担軽減ということでもありますけれども、基金の対応を今後どのように考えておられるのか、その辺の考え方を少し教えてください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 介護保険準備基金の有効投入につきましては、策定委員会の方でこれから検討してまいります。被保険者の負担軽減を念頭におきつつ、将来を見据えて決定していきたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、多田議員。

6番（多田伸二議員） 先ほどのところでも少し触れてるんですが、保険料について、これ何しろ高いっていう話が被保険者のところであるということについて、国に何かしら対応を求めたり、その効果として上がったことというのが何かあるのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（久保事務局長） 国への要望は、市長会を通じて行っています。介護保険制度の見直しということについては、構成市から島根県市長会を通じて要望し、全国市長会でも重点提言の一つとして採択をされました。

令和5年度の要望では、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において財政措置を求め総合的かつ統一的な対策を講じること。という内容などが他の要望事項と合わせてですけれども、7月に全国市長会から厚生労働副大臣に要請をされました。

国では、令和6年度からの介護保険制度の改正に向けて内容の検討を続けているところですが、保険料に関しては現状では高所得者の保険段階の料率を高めるということで相対的に低所得者の保険料を下げるというような手法は、提案をされているところ。制度全体の見直し内容が明示されるにはまだ時間がかかるようだけれども、被保険者の負担が軽減されるような制度見直しがあればというようなことを期待をしているところです。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、多田議員。

6番（多田伸二議員） 報告書を見ますと令和4年で複数の事業所が廃止となっているんですが、この要因は何でしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 廃止された事業所に確認をしておりますが、従業員の確保が難しくなったという理由で廃業されるケースがほとんどとなっております。廃業された事業所では、担当ケアマネジャーと連携して、次のサービス事業所に利用されるなど、利用者の不利益にならないように努めておられるところ です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6番（多田伸二議員） 努めているというのは分かったんですが、実際に利用者で路頭に迷うというようなことがあったのか。スタッフの方はね、こんだけ人材不足しているというところで、引手あまたなのかなと思うんですが利用者が行先に困ったというようなことが実際にあったのかどうか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほども申しましたように、担当ケアマネジャーが連携して新しいサービス事業所の方に基本事業所とともに紹介をしておりますので、不利益を被った方はいらっしゃらないと考えております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

6番（多田伸二議員） 今年に入ってからだと思いますが、介護ボランティアのというような取り組みをやるんだということがここでも説明がありましたけれども、令和4年度内でできたことというのは、そうタイミング的にはないのかなと思いますけれども、実際どんな取り組みだったかお伺いしておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 令和5年1月から実施をしている介護応援隊事業ですが、4年度の事業所、それから介護助手のマッチング成立はありませんでした。圏域内の事業所では、チラシや事業概要に関する資料を送付させていただきましたし、また、事業所へ訪問した時も事業について説明をしております。その結果、3件の事業所については登録をさせていただきました。一方、これまで組合が実施した介護の入門的研修を受講された方にチラシなどを送付しております。数名の方から関心を持っていただいて、問い合わせもいただきましたが登録には至って

おりません。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、多田議員。

6番（多田伸二議員） いつも問題なっている圏域外の給付費の支給というのは令和4年度ではどうだったのか、前年度比較的にはどうだったのか含めて伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 第8期計画では、介護サービスの圏域外流出を圏域の課題と捉え、その抑制を目標の一つに掲げております。中でも、医療処置を必要とする高齢者がご自身の意に反して隣県の介護施設に入所している現状を問題視し、その抑制のための取り組みを進めてまいりました。

ちょうど現行計画を策定した時期になりますが、令和3年3月には当該施設に対して約1,830万円の保険給付が出ておりましたが、令和5年3月には約1,580万円に減少しているところです。

こうした状況から、給付費流出抑制について、十分かと問われれば、まだまだ至らないと感じてはおりますが、第8期計画で整備した介護医療院や介護医療連携の取り組みによって一定程度の成果が出ているものと考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて、多田議員。

6番（多田伸二議員） これ、令和3年度でも今年度の決算の会議でも伺ったんですが、報告書の1ページにあります全ての高齢者が住み慣れた地域に自分らしく暮らしていけることができる圏域、これがこの目標だというふうにされているんですが、令和4年度でそれが果たせたかどうか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域という大きな目標を掲げて第8期計画を推進しておりますが、目標の達成には、まだ道半ばと感じております。計画の中では、医療処置を必要とする高齢患者が療養の場を求めて圏域外の施設に入所している状況を踏まえ、地域完結型の介護サービス提供体制の整備を目指しておりますが、サービス整備や在宅におけるケア体制の充実がまだまだ十分でないことが要因として考えられます。ですから、第9期においても、こうした要因を課題と捉え、高齢者が地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを目標に掲げて、計画を推進していく必要があると考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。

6番（多田伸二議員） そうは言ってもさっきの事業所の廃止した理由は何だった、人材確保が難しかったというようなことも言われております。ということで、第9期計画でも多分、国の方針が基本在宅でっていう話になっておるんで、目標としてはそう変わらんものが出てくるんじゃないのかなと思うんですが、人材確保がままならんという状況で9期計画をこれどういうふうを考えられているのかということ伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 高齢者が安心して在宅で地域で暮らしていくためには、その家族や地域の方々の理解と協力が必要になってくると思います。特に、在宅生活をされている独居高齢者や認知症高齢者には、周りの人の見守りや支援が大切になってきますので、そうしたことへの理解促進や支える側への支援など、構成市が行う地域支援事業の中でしっかりとサポートしていくことが重要だと考えます。9期計画においても、引き続き重点的に取り組んでいきたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6番（多田伸二議員） いやね、地域の方、家族の方、皆さんもそれぞれ苦勞されとるし、できる範囲のことはやられているというところで、更なるというようなのはなかなか難しい、経済状況も厳しいし、自分自身の高齢化もつづられてそういったところに対応するっていう部分で、先ほど保険料の話で国の話もしましたけど、こういう部分での国への働きかけみたいなところは、なんか考えられているのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（久保事務局長） 介護保険制度の経営の働きかけということで、先ほど全国の市長会でも重点項目として採択をされているというふうなこともお話をさせてもらいました。介護保険制度の幅広い部分での要望をしております。人材育成や処遇改善という観点では、提言などの項目の一つを読み上げさせていただきますと、介護人材確保のため処遇改善加算の対象拡大するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行う、といったような内容も要望の中に盛り込まれて要請をされています。様々な形での要望を続けているところです。

議長（牛尾昭議長） 通告番号、最後です。54番、多田議員。

6番（多田伸二議員） 58ページのところに基金残高というようなもんが出ております。こういう残というのも見ると、過去の補正予算のところにも基金の積立というようなもんが出てくるんですが、こういうものから見て9期での保険料の見通しというのはどんなものか、今考えられる範囲で伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 現在、国が用意している見える化システムによって、過去の給付実績等を基に保険料算定を行っておりますが、まだまだ不確定要素が多いため現段階で具体的な保険料額をお示しすることはできません。しかし、今後はサービス整備量の調整を行うとともに、年末頃には、国から介護報酬の改定に関する指針が示されますので、そうした影響を加味した上で精度の高い算定を行っていきたいと考えております。

また、介護給付費準備基金の保有額も令和5年6月現在で約10億円となっておりますので、有効投入を検討して保険料の上昇を抑制していきたいと考えております。物価高騰の影響もあって、高齢者を取り巻く状況は厳しくなっていると感じておりますので、被保険者の負担軽減を念頭におきつつ、将来を見据えた保険料設定となるように検討していきたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） あらかじめ発言通告をされた議員の質疑をすべて終了いたしました。

この件につきまして、発言をされてない議員の発言を許可いたします。

ただし、お1人質疑は1項目とし、質疑は3回までとします。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

事務局長（久保事務局長） 大谷議員の質問に答えていない部分がありますので、

議長（牛尾昭議長） そうですか。それでは答弁をお願いします。

大丈夫、はい、介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 大谷議員、回答できずに申し訳ございませんでした。人口減少というお話をしましたけれども、実際に高齢者の人口も減っていきまして、過去には約2万8,000の方がいらっしゃったんですけど令和4年度に仮徴収の決定通知書を発送しておりますが、これが約2万6,500人程度となっておりますので、そうした現象が影響したものと考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。

日程第3、認定第1号、令和4年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご意義ありませんか。

（「異議あり」、「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） ただいま、異議ありという発言がありましたので、多田議員反対討論はございますか。

6番（多田伸二議員） はい。

議長（牛尾昭議長） じゃあ、反対討論を許可します。

6番（多田伸二議員） はい。介護保険のところで、何が足りてないかというところと人材が足りてないという状況なのに、この人材確保のための取り組み、キャリアアップというようなことがやられておりますが僅かです。実際そのところで、きちんと人材が確保できるかというような取り組みも必ずしもなっていないところでは、取り組みとして不十分ということで反対させていただきます。

議長（牛尾昭議長） 以上で討論を終わります。

これより本案を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

よろしいですね。挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第4、認定第2号、令和4年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」、「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） 異議ありという発言がありましたので、多田議員、反対討論を許可いたします。

6番（多田伸二議員） 物価高騰して非常に皆さん生活が苦しい、高齢者のところは年金も減ってというような状況で、皆さんね、保険料払いたくないというわけじゃないけど払えないという状況です。それにもかかわらず、国が定めている保険

料で妥当なんだというような認識は、これは大間違いだということはありません。さらには、相談への対応っていうものが、きちんと組合として把握できているのか、そして今後の取り組みに生かされるのかということでは、いろいろ疑問もありました。他にもあるんですが、主にそういったことから反対させていただきます。

議長（牛尾昭議長） 以上で討論を終わります。

これより本案を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

はい、挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第 5、議案第 8 号、浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。事務局長。

事務局長（久保事務局長） 議案第 8 号浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書の 5 ページをお開きください。また、提案条例説明資料並びに条例議案新旧対照表をお配りしておりますので併せてご覧ください。

これは、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、本組合が準用する浜田市の関係条例等が令和 5 年 4 月 1 日付けで廃止又は一部改正されたことにより所要の改正を行うものであります。

第 1 条は、地方自治法の適用する条項を反映するよう、第 4 項を第 5 項に改めるものです。そして、報酬の額を定めた別表では、廃止となった情報公開審査会の委員、個人情報保護審査会の委員、個人情報保護審議会の委員を削除し、新たに情報公開・個人情報保護審査会の委員を加えるものです。なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。

日程第 5、議案第 8 号、浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご意義なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 9 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）及び日程第 7、議案第 10 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（久保事務局長） まず、議案第 9 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。議案書の 9 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ 2,742 万 8,000 円を増額し、補正後の予算総額を 12 億 4,959 万 6,000 円とするものです。10 ページ、11 ページには歳入歳出予算補正の款及び項ごとの補正額を載せております。

また、お手元に配布しております 10 月補正予算説明資料に、補正事項をまとめており、この資料によりご説明いたしますので、予算書と併せてご覧ください。

説明資料の 2 ページをご覧ください。

編成概要及び主な補正事項であります。今回の補正予算は、令和 4 年度決算に伴う前年度繰越金の計上と負担金等の調整を行うものです。

まず、歳出からご説明いたしますので、3 ページのイ事業別の補正事項をご覧ください。2 総務費は、348 万 5,000 円の増額、3 民生費は、419 万 9,000 円の増額、4 衛生費は 1,974 万 4,000 円の増額であります。いずれも令和 4 年度事業の精算に伴い、両市あるいは国県への返還金を計上するものであります。

戻っていただき、2 ページの(3)のア歳入歳出予算総括表の歳入をご覧ください。

1 の分担金及び負担金ですが、これは令和 4 年度の精算による過不足の調整であります。7 繰越金につきましては、令和 4 年度繰越金は、決算認定でご説明しましたとおり 2,742 万 9,000 円でしたので、当初予算の 1,000 円との差額を増額補正するものです。

なお、市ごとの負担金の内訳につきましては、のちほどご説明いたします。

次に、予算書 12 ページ第 2 表の債務負担行為補正についてです。

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事においては、新たに補助対象となる工事項目が生じたことなどにより、運転管理業務委託との内容調整を行い工事費の増額が発生すること、さらに、これに伴い施工管理業務において増額変更が生じることにより、それぞれ限度額を追加するものです。また、老朽化する清掃運搬車の更新には、発注から納車まで 1 年以上の期間を要することから債務負担を計上するものです。なお、いずれも、令和 5 年度予算に増減は生じません。以上が、一般会計補正予算第 1 号の説明となります。

続きまして、議案書の 27 ページをお開きください。

議案第 10 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 4 億 9,377 万 1,000 円を

増額し、補正後の予算総額を 122 億 1,613 万 2,000 円とするものです。28 ページ、29 ページには歳入歳出予算補正の款及び項ごとの補正額を載せております。また、一般会計と同様に 10 月補正予算説明資料によりご説明いたしますので、予算書と併せてご覧ください。

説明資料の 4 ページをお開きください。

編成概要及び主な補正事項であります。今回の補正予算は、令和 4 年度決算に伴う繰越金及び償還金の調整、基金積立の調整を行うものです。まず、歳出から説明いたしますので、資料 5 ページをご覧ください。

6 基金積立金は、1 億 5,311 万 4,000 円の増額であります。これは、前年度決算により生じる介護保険料の余剰分の繰越額の予算化に際し、後に説明する償還金の調整等を行った残額を介護給付費準備基金に積み立てるものです。

8 諸支出金は、3 億 4,065 万 7,000 円の増額です。令和 4 年度に国県、両市などから受け入れた負担金、交付金について精算を行い、貰いすぎとなった部分を返還するものです。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。資料は 4 ページに戻ってご覧ください。

(3)のア歳入歳出予算総括表の歳入の表をご覧ください。

2 分担金及び負担金の補正額は 575 万 7,000 円であります。内訳として 2 件ありますが、いずれも令和 4 年度事業実績の精算を行った結果、地域支援事業費の江津市負担分に不足が生じたので、過年度分として受け入れるための増額であります。

次に、9 繰越金については、令和 4 年度繰越金が決算認定で説明いたしましたとおり 4 億 8,801 万 5,000 円でしたので、当初予算 1,000 円との差額を増額しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算第 2 号の説明となります。

続きまして、資料 6 ページをご覧ください。ここには、一般会計及び介護保険特別会計の補正予算一覧表と普通負担金負担割合一覧表を載せております。

次に、資料 7 ページをご覧ください。ここには、6 ページの補正予算及び負担割合から算出した両会計の関係市負担金一覧表を載せております。一般会計、介護保険特別会計合計の負担金の補正額は、ページの一番下の合計欄、網掛けの部分となりますが、浜田市においては 616 万 1,000 円の減額、江津市においては 1,191 万 7,000 円の増額となっております。

以上、両会計の補正予算についてご説明申し上げましたが、議案書には事項別明細書などを添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 質疑はありますか。岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 3 ページのですね、総務費の総務費負担金の償還金のお話がありました。その中で、関係市の負担金というのはそれぞれ述べるというような

ことを言われたんだらうなと思っていたんですが、その説明がありませんでした。関係市の負担金というのは、どういう割合でいっているのかその辺のところの内容についてお願いします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 条例の方で各総務費負担金、民生費負担金、衛生費負担金と取り決めを行いまして、総務費につきましては総務費を除く民生費、それから衛生費、介護保険特別会計それぞれの合計額で割合を出して、そちらで按分をしていると、これ、毎年清算をさせていただいております。民生費の方は実数、実際に低所得者の人数で対応して按分しております。衛生費につきましては、3 年ごとにごみの搬入量と人口割合、それを 50 対 50 で 3 年ごとに見直しを行っての翌年度からの適用を 3 年間でやっていくという割合を定めております。

総務費につきましては、毎年、総務費を除くもので出しました割合で、浜田市さん江津市に返還をしているものです。

議長（牛尾昭議長） 岡本議員。

2 番（岡本正友議員） 今回の割合で、これ今私が聞いているのは償還、要は向こうから返してくれる、補助してくれるってことだろうと思うんですが、その分の割合は今のようなものを渡した分についての割合で返ってくるのか、それともですね、それは、広域という位置付けの中で、一括した中でポンと変えてくのかなと思ったんですが、これの違いについて質問します。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） すいません、補正予算説明資料の方の 6 ページにですね、先ほど申しました各一般会計なり、6 ページ下の表のところですね、そちらに按分の割合が載せてありますので、その令和 4 年度の割合に基づいて両市へ返還していくという形になります。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。
他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。

日程第 6、議案第 9 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） ご意義なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決されました。

日程第 7、議案第 10 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） ご意義なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

この際、管理者より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（久保田章市管理者） 第 104 回組合議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご参集賜り、さらには、提案いたしました諸議案につきまして、慎重にご審議を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

今後とも、浜田市及び江津市との連携を密にしながら、さらに効率のある広域行政の推進、予算執行に努めてまいりますので引き続きご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。終わりに当たりまして、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますよう祈念申し上げます。お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議長（牛尾昭議長） 以上で、本日の予定は終了いたしました。

これをもちまして、第 104 回浜田地区広域行政組合議会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

（午後 0 時 4 分 散会）

出席議員（10名）

1番	大谷	学	議員	2番	岡本	正友	議員
3番	坂手	洋介	議員	4番	植田	好雄	議員
5番	柳楽	真智子	議員	6番	多田	伸治	議員
7番	串崎	利行	議員	8番	芦谷	英夫	議員
9番	牛尾	昭	議員	10番	山根	兼三郎	議員

説明のため出席したもの

管理者	久保田	章市	副管理者	中村	中
副管理者	砂川	明	監査委員	野上	俊文
事務局長	久保	智	総務課長	三浦	幸司
介護保険課長	平藪	邦浩	会計管理者	板本	実

職務のため出席したもの

総務係長	山本	志朗	主任主事	水田	紀杏
------	----	----	------	----	----

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

浜田地区広域行政組合議会議長

浜田地区広域行政組合議会議員

浜田地区広域行政組合議会議員